

監 査 年 報

(平成30年度)

令和2年3月

香川県監査委員事務局

はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政的援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を行っています。

この度、平成 30 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 2 年 3 月

香川県監査委員事務局

目 次

業務執行状況（平成30年9月～令和元年8月）	1
I 定期監査	3
II 行政監査	16
III 財政的援助団体等の監査	28
IV 住民監査請求に基づく監査	32
V 包括外部監査	44

監査業務執行状況の概要（平成 30 年 9 月～令和元年 8 月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政的援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

1 定期監査については、

- 「自主検査の正確性・厳格性」
- 「物品の適正な管理」
- 「業務委託に係る適正な事務」
- 「手当の適正な支給」

の 4 項目を重点項目として定めるとともに、合規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、平成 31 年 1 月から令和元年 8 月までの間に、平成 30 年度を対象に次の 211 所属について順次実施した。

また、不適正な会計処理の再発抑止の観点から、

- ①会計自主検査の確認
- ②監査調書の正確性の徹底
- ③外郭団体等に対する所管課の検査の実施状況の確認

についても、取り組んだ。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数		
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計
政策部・出納局	10	5	15	農政水産部	7	13	20
総務部	11	2	13	土木部	9	5	14
危機管理総局	2	1	3	各種委員会・議会	7	0	7
環境森林部	5	4	9	教育委員会	8	45	53
健康福祉部	7	11	18	公安委員会	30	12	42
商工労働部	4	4	8	公営企業 病院	1	3	4
交流推進部	4	1	5	計	105	106	211

監査の結果、指導注意事項が 60 件、検討指示事項が 5 件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、これを公表した。

2 行政監査については、平成 30 年 8 月から平成 31 年 2 月までの間に「ソーシャルメディア利活用等について」をテーマに実施した。監査の実施方法は、全所属を対象に書面調査によりソーシャルメディアの利活用等の状況について報告を求め、その中から一定の所属を抽出し、実地調査を行い、これを踏まえ監査を行った。監査対象とした本県におけるソーシャルメディアの効果的な利活用やリスク管理については、おおむね適正に対応されていたが、一部において改善を要すると認められる事項について意見（8 項目）を行うとともに、今後より良い運用としていくため、さらに検討の余地があると思慮される点について要望（12 項目）を行った。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事等から通知があり、令和元年10月に公表した。

- 3 財政的援助団体等の監査については、平成30年10月から平成30年12月までの間に、平成29年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）置県百年記念香川県文化芸術振興財団など14団体、補助団体については（社福）香川県社会福祉協議会など10団体、貸付団体については（公財）かがわ産業支援団体などの3団体、施設の指定管理者については（一社）香川県青年団体育成支援協議会など7団体の延べ34団体（実団体23団体）について監査を行った。監査の結果、指導注意事項が11団体17件認められた。また、公表対象としない軽微な指導事項が11団体13件、所管課への意見が4課4件あった。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

- 4 住民監査請求に基づく監査については、平成30年度中に4件の請求があり、処理結果は、棄却（一部却下）1件、棄却3件であった。

- 5 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金、歳入歳出外現金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。

検査の結果は、いずれも計数は正確であった。

検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。

- 6 平成30年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、知事から提出された決算書、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、関係者の説明、定期監査及び例月出納検査の結果を参考にして実施した。

その結果、一般会計、特別会計については、計数は正確であり、予算の執行、収入及び支出に関する事務、財産の管理等については、一部改善を要するものを除き、適正に行われていると認められた。

県立病院事業会計については、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示され、事業の運営等については、一部改善を要するものを除き、適正に行われていると認められた。

- 7 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、知事から審査に付された健全化判断比率が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。その結果、いずれも適正に作成されていると認められた。

- 8 平成30年度包括外部監査については、外部監査人により「県税の賦課・徴収に係る事務の執行について」をテーマに、総務部税務課及び県税事務所に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。

監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和元年12月に公表した。

I 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成30年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について211所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は60件、検討指示事項は5件認められた。

1 指摘事項等の件数

部 局 名	実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)
		所属	件数	所属	件数	所属	件数	
政策部・出納局	15 (15)			3 (4)	6 (5)	0 (1)	0 (1)	6 (6)
総務部	13 (13)			6 (5)	10 (5)	1 (1)	1 (1)	11 (6)
危機管理総局	3 (3)			0 (1)	0 (2)			0 (2)
環境森林部	9 (9)			2 (2)	3 (2)			3 (2)
健康福祉部	18 (17)			6 (4)	9 (4)	0 (1)	0 (1)	9 (5)
商工労働部	8 (8)			2 (2)	2 (2)			2 (2)
交流推進部	5 (5)			1 (2)	1 (2)	0 (1)	0 (2)	1 (4)
農政水産部	20 (20)			3 (6)	5 (6)			5 (6)
土木部	14 (14)			4 (5)	5 (5)			5 (5)
各種委員会・議会	7 (7)			2 (0)	2 (0)			2 (0)
教育委員会	53 (53)			6 (13)	6 (15)	3 (6)	3 (6)	9 (21)
公安委員会	42 (42)			2 (2)	2 (3)	1 (1)	1 (1)	3 (4)
公営企業	病院	4 (4)		3 (3)	9 (7)			9 (7)
	水道	- (2)		- (1)	- (1)			- (1)
合計	211 (212)	0 (0)	0 (0)	40 (50)	60 (59)	5 (11)	5 (12)	65 (71)

(注) 平成30年4月に、香川県水道事業は香川県広域水道企業団に業務が引継がれた。
かっこ書は、平成29年度対象の件数である。

(参考)

用語の説明

1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

3 検討指示事項

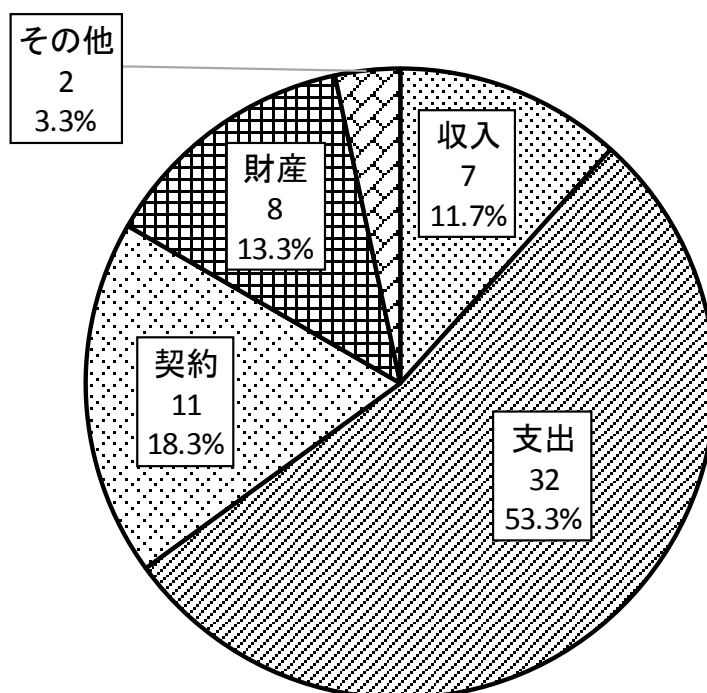
検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	財産	その他	計
政 策 部 ・ 出 納 局	0	2	2	2	0	6
総 務 部	0	6	2	1	1	10
危 機 管 理 総 局	0	0	0	0	0	0
環 境 森 林 部	1	2	0	0	0	3
健 康 福 祉 部	2	3	2	2	0	9
商 工 労 働 部	0	1	1	0	0	2
交 流 推 進 部	0	0	0	0	1	1
農 政 水 産 部	1	3	1	0	0	5
土 木 部	0	3	1	1	0	5
各 種 委 員 会 ・ 議 会	0	1	1	0	0	2
教 育 委 員 会	1	3	0	2	0	6
公 安 委 員 会	0	1	1	0	0	2
公 営 企 業 病 院	2	7	0	0	0	9
合 計	7	32	11	8	2	60

図 指導注意事項の内訳（区分、件数、構成比）



(ア) 収入(証紙を含む。)

(単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
2	1	1	0	3	7

(イ) 支出

(単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	賃金報酬	その他	計
1	14	11	3	3	32

(ウ) 契約(工事を含む。)

(単位 件)

履行確認	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
1	0	1	7	0	2	11

(エ) 財産(物品を含む。)

(単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	契約	その他	計
5	0	2	0	1	8

(オ) その他

(単位 件)

団体検査等	監査調書 記載誤り	その他	計
1	0	1	2

3 検討指示事項の内容別内訳(総括表)

(単位 件)

部 局 名	収入	支出	契約	財産	その他	計
政策部・出納局						0
総務部					1	1
危機管理総局						0
環境森林部						0
健康福祉部						0
商工労働部						0
交流推進部						0
農政水産部						0
土木部						0
各種委員会・議会						0
教育委員会			3			3
公安委員会		1				1
公営企業 病院						0
合計	0	1	3	0	1	5

4 指導注意事項の具体的内容 (60 件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>政策部・出納局</p> <p>支出</p> <p>契約</p> <p>財産</p>	<p>ア 過勤務手当の支給について、支給漏れ及び支給額の誤りがあった。(県立ミュージアム)</p> <p>イ 臨時職員の時間外勤務は、「臨時職員の任用等に関する要綱」等に基づき適正に行わせる必要がある。(政策課)</p> <p>ア 防災設備保守点検業務について、見積書と点検報告書の保守点検機器の数量が一致しておらず、支払額に誤りがあった。(県立ミュージアム)</p> <p>イ 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(小豆総合事務所)</p> <p>ア パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。(小豆総合事務所)</p> <p>イ 車両航送回数券を使用したにもかかわらず、郵便切手類受払簿に登録していなかった。(小豆総合事務所)</p>	<p>ア 直ちに支給・返納の手続を行った。今後は、超過勤務等命令簿の確認を徹底する。</p> <p>イ 直ちに割増賃金の支給手続を行った。今後は、要綱に基づき適正な管理を徹底する。</p> <p>ア 直ちに点検機器の数量に基づく契約変更を行った。</p> <p>イ 今後は、清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算する。</p> <p>ア 直ちに廃棄した。今後は、不用品決定をしたものについて、早急に廃棄をする。</p> <p>イ 直ちに登記した。今後は、車両航送回数券の使用時には、直ちに受払簿に記入する。</p>
<p>総務部</p> <p>支出</p>	<p>ア 納税貯蓄組合連合会に対する補助金について、補助対象外の経費に対し交付決定をしていた。(県税事務所)</p> <p>イ 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(営繕課)</p> <p>ウ 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあった。(財産経営課)</p> <p>エ 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあった。(人事・行革課)</p> <p>オ 職員の県外出張について、旅費の支給漏れがあった。また、自家用車公務使用申請書も出ていなかった。</p>	<p>ア 実績報告書提出時に、補助対象経費のみを計上していることを確認の上、交付決定額より減額して額の確定を行った。</p> <p>イ 直ちに旅費を支給した。今後は、自家用車公務使用申請書と旅費システムの入力内容の照合確認を徹底する。</p> <p>ウ 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行った。今後は、支給に誤りがないよう、毎月、関係書類を突合し確認を徹底する。</p> <p>エ 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行った。今後は、支給に誤りがないよう、毎月、関係書類を突合し確認を徹底する。</p> <p>オ 予備調査日に該当職員に説明し、直ちに自家用車公務使用申請書を提出させ、旅費の支給を</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>(職員課)</p> <p>カ 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものがあった。また、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(文書館)</p> <p>契約 ア 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(県税事務所)</p> <p>イ 職員住宅消防設備保守点検業務委託について、業務委託期間が終了する前に履行確認をし、委託料を支払っていた。また、成果の報告書の提出も受けていなかった。(職員課)</p> <p>財産 ア 重要物品の廃棄処分の手続を行っていないものがあった。(財産経営課)</p> <p>その他 ア 前年度指導していたにもかかわらず、調定額整理簿などに自主検査実施後の検査済の表示がされていなかった。(財産経営課)</p>	<p>行った。今後は、総務担当者において自家用車公務使用申請書と出張報告の確認を徹底する。</p> <p>カ 直ちに自家用車公務使用申請書を作成し、旅行命令者の承認を受けた。また、旅費が支給されていないものは追給の手続きを行った。今後は、旅費システム入力の際に、自家用車公務使用申請書の確認を徹底する。</p> <p>ア 平成31年度から、清掃業務委託積算基準による設計金額に基づき、予定価格を作成した。</p> <p>イ 今後は、履行確認を業務委託期間終了後に行うよう徹底する。また、直ちに受託者から委託業務完了報告書を提出させた。</p> <p>ア 建物に固定していることから、解体撤去工事の完了報告を待って廃棄処分の手続を行う予定であったが、指導を受けて直ちに手続を行った。今後は、解体撤去工事の着手前に廃棄処分の手続を行う。</p> <p>ア 直ちに自主検査済の表示を行った。今後は、自主検査の手引きに基づき、適正な自主検査を行うとともに複数の職員による確認を徹底する。</p>
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	<p>収入 ア 前年度指導していたにもかかわらず、行政財産の目的外使用に伴う電気料の上半期分について、10月中に徴収していなかった。(環境保健研究センター)</p> <p>支出 ア 前年度指導していたにもかかわらず、自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものがあった。(環境保健研究センター)</p>	<p>ア 行政財産の使用許可に関する基準に定める期限内に徴収するよう、行事予定表にて管理することにより、総務企画課で事務処理期限を共有できる体制とし、複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>ア 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けることを、周知徹底した。今後は、旅費システムへの登録内容などから自家用車公務使用申請の確認を確実にを行う。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>イ 収入印紙の購入について、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成がされていなかった。(みどり整備課)</p>	<p>イ 今後、収入印紙購入の際は、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書作成を行うよう事務処理を徹底する。</p>
<p>健康福祉部</p> <p>収入</p> <p>支出</p> <p>契約</p> <p>財産</p>	<p>ア 書き損じた現金領収書の無効処理ができていないものがあつた。また母子父子寡婦福祉資金償還金について、現金受払簿の引継の手續ができておらず、自主検査済の記載がなかった。(中讃保健福祉事務所)</p> <p>イ 現金領収書について、金額を訂正したものがあつた。(川部みどり園)</p> <p>ア 高速道路利用に係る通勤手当について、利用明細書による確認をしておらず、支給額が過大になっているものがあつた。(障害福祉課)</p> <p>イ 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の利用証明書を確認をしておらず、手当支給額に誤りがあつた。(障害福祉相談所)</p> <p>ウ 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。(川部みどり園)</p> <p>ア 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(保健医療大学)</p> <p>イ 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(東讃保健福祉事務所)</p> <p>ア 保有する郵便切手について、郵便切手類受払簿への登記が、漏れていた。(障害福祉相談所)</p> <p>イ 購入したはがきについて、郵便切手類受払簿への登記が漏れていた。ま</p>	<p>ア 直ちに書き損じた現金領収書の無効処理をした。また、母子父子寡婦福祉資金償還金について現金受払簿の引継手續をし、自主検査済の記載をした。</p> <p>イ 金額を訂正したものについて、再作成を行った。今後、現金領収書に誤った内容を記入したときは、無効処理を行った上で再作成をすることとする。</p> <p>ア 直ちに修正手續を行い、平成31年4月に過支給額の返納を行った。今後は実績入力に誤りが起きないように、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>イ 直ちに実績手当通知の修正入力を行い、戻入の手續を行った。今後は複数の職員により利用申請内容の入力確認を確実にを行う。</p> <p>ウ 旅費の支給がなされていなかったものについて、直ちに旅費申請を行うよう依頼し、旅費を支給した。今後、自家用車を使用した出張のうち旅費支給の対象となるものは、旅行者に対し旅費申請を行うよう周知を徹底する。</p> <p>ア 令和2年度からは、清掃業務委託積算基準により設計金額を算定すべき箇所については、当該金額を予定価格として入札を行う。</p> <p>イ 平成31年度の契約分については、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格として入札を行った。</p> <p>ア 直ちに郵便切手類受払簿に登記した。今後は郵便切手の受払と同時に記載するよう事務処理を徹底する。</p> <p>イ 未登記のはがきについて、直ちに郵便切手類受払簿への登記</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	た、郵便切手類受払簿（はがき、米ギフト券）に自主検査をした旨の記載がなかった。（川部みどり園）	を行った。今後、自主検査において郵便切手類受払簿の検査漏れがないよう検査を徹底する。
商工労働部 支出 契約	ア 県外旅費の支給について、その他諸雑費を誤って支給しているものがあった。（労働政策課） ア 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。（高等技術学校）	ア 誤支給分については直ちに戻入した。今後は、職員への周知と確認を徹底する。 ア 平成31年度から、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格とするよう仕様を見直し入札を行った。
交流推進部 その他	ア 平成30年度にわがかがわ観光推進協議会に対して行った監査において、同協議会が平成29年度予算で計上していた委託料を平成30年6月に支払ったことについて改善を求めているにもかかわらず、県に事務局をおく任意団体の事務に関する自主検査では適正としていた。（観光振興課）	ア 指導を踏まえ、今後は、自主検査を適正に実施する。
農政水産部 収入 支出 契約	ア 土地賃貸借契約に基づく財産貸付の手続きが行われておらず、貸付料の収入調定もできていなかった。（農業試験場） ア 超過勤務手当について、支給漏れがあった。また、超過勤務等命令簿に所属長の押印漏れがあった。（農業試験場） イ 県内出張の旅費を計算する際、有料道路利用区間を誤り、旅費が過大に支給されていた。（農業試験場） ウ 高速道路利用に係る通勤手当について、支給額が過大になっているものがあった。（農村整備課） ア 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準	ア 直ちに財産貸付の手続を行うとともに、収入調定を行い、平成31年3月に貸付料を収納した。今後は、手続漏れや調定漏れがないよう事務処理を徹底する。 ア 直ちに支給漏れ分の実績を行い、平成31年3月に未支給額の支給を行った。また、所属長の押印漏れについては、押印した。今後は、押印漏れや実績入力に誤りが起きないように、超過勤務等命令簿と超勤実績簿の突合を徹底する。 イ 直ちに修正手続を行い、平成31年3月に過払い額の返納を行った。今後は高速道路利用区間の確認を徹底し、適正な額の支給を行う。 ウ 支給額の誤りについては、直ちに過払分の返納処理を行った。今後は、高速道路利用証明書又は利用明細書による確認を徹底し、適正な額の支給を行う。 ア 平成31年度の契約から「清掃業務委託積算基準」による積算

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	による設計金額を予定価格としていなかった。(農業大学校)	金額を予定価格とした。
土木部 支出 契約 財産	<p>ア 高速道路利用に係る通勤手当について、支給額が過大になっているものがあった。(高松土木事務所)</p> <p>イ 前年度指導したにもかかわらず、超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。(下水道課)</p> <p>ウ 超過勤務手当について、超過勤務時間の算定誤りによる誤支給があった。(高松港管理事務所)</p> <p>ア 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(長尾土木事務所)</p> <p>ア 購入したレターパックについて、郵便切手類受払簿が作成されていなかった。(高松土木事務所)</p>	<p>ア 後日判明した当月中の未支給分の通勤手当と相殺手続を行った。再発防止のため、今後は確認を徹底する。</p> <p>イ 誤支給の手当について、直ちに戻入手続を行った。前年度の指導に対する再発防止策として、複数の職員による入力確認の実施を徹底していたところであったが、今後は、更に月締め処理の際にも確認を行う。</p> <p>ウ 誤支給の手当について、直ちに戻入手続を行った。今後は、複数の職員により算定の確認を行うことを徹底する。</p> <p>ア 今後、清掃業務委託に係る予定価格の作成においては、清掃業務委託積算基準を用いた積算を行う。</p> <p>ア レターパックについて、直ちに郵便切手類受払簿を作成した。</p>
各種委員会・議会 支出 契約	<p>ア 自家用車での出張において、おおむね通勤経路を通行していないにもかかわらず、通勤調整をしていた。また、自家用車公務使用申請書も出していないかった。(人事委員会)</p> <p>ア 契約保証金は契約を締結する前に納付させなければならないが、契約後に納付されていた。(議会事務局)</p>	<p>ア 通勤調整により未払いとなっていた旅費については、直ちに追給を行った。また、自家用車公務使用申請書の提出を確認してから旅費システムの承認をするよう改善した。</p> <p>ア 契約保証金の取扱いについて再確認し、今後は契約事務の各段階でのチェックを確実に行之、会計規則及び関連通知に基づく適正な事務処理を徹底する。</p>
教育委員会 収入 支出	<p>ア 証紙の消印がないものや、消印の日付を誤っていたものがあった。また、このことについて自主検査で見過ごされていた。(義務教育課)</p> <p>ア 1か月の勤務を要する日の全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。(高松北高等学校)</p>	<p>ア 直ちに押印及び訂正を行った。今後は消印時に注意を払い、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>ア 直ちに旅費を支給した。今後は、総務担当者において自家用車公務使用申請書と県内出張報告の確認を徹底する。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
財産	<p>イ 自家用車を公務で使用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。(屋島少年自然の家)</p> <p>ウ 中国・四国ろう学校PTA連合総会・研究協議会の負担金は私費負担とする必要があった。(聾学校)</p> <p>ア 毒劇物出納簿について、使用数量が記載されていないものがあった。(小豆島中央高等学校)</p> <p>イ 警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠の報告が散見されていた。「警備委託による校舎等の管理及び日番業務に関する規程」に基づき、日番者等が火気・戸締まり等の確認を適切に行う必要がある。(高瀬高等学校)</p>	<p>イ 直ちに戻入を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>ウ 直ちに戻入を行った。今後は、支払先を確認し、私費負担に該当するものは適切に執行する。</p> <p>ア 直ちに使用数量の記載をした。今後は、使用時に必ず出納簿に記載するように職員に周知徹底する。</p> <p>イ 日番が巡回後、部活動等により引き続き施設を使用する場合は、引き継いだ者が必ず施錠、消灯の確認をするよう、周知徹底する。</p>
公安委員会	<p>支出 ア 駐在所報償費の支出について、債権者の住所を誤って記載していたものがあった。(三豊警察署)</p> <p>契約 ア 冷暖房機器保守点検及び整備業務を随意契約で締結するに当たり、2者以上の者から見積書を徴収する必要があったが、1者が辞退したため、他の1者の見積書により契約の相手方を決定していた。(琴平警察署)</p>	<p>ア 誤って記載していた債権者の住所を正当な住所に訂正した。</p> <p>ア 今後は、辞退した者を除き、複数の者から見積書を徴収することとする。 今年度は、複数の者から見積書を徴収することが困難と認められたため、公募により契約の相手方を決定した。</p>
病院局	<p>収入 ア 時間外診療における医療費預り金について、預り金整理簿に払出しの記帳をしていないものがあったので、正確に記帳するとともに、日々現金有高と預り金整理簿の残高を突合する必要がある。また、時間外診療における医療費預り金管理要領に規定する期限を越えて現金を保管していた。(白鳥病院)</p> <p>イ 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上するよう各病院を指導する必要がある。(県立病院課)</p> <p>支出 ア 高速道路利用に係る通勤手当につ</p>	<p>ア 預り金整理簿に払出しの記帳ができていなかったものについて記帳したうえで、今後は日々現金有高と預り金整理簿の残高を複数人で確認することとした。 また、時間外診療における医療費預り金管理要領に規定する期限を越えて保管していた現金について、令和元年7月に預金口座に振り替えた。今後は、毎月末、保管期限を超える預り金がないか確認することとする。</p> <p>イ 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上するよう各病院を指導した。</p> <p>ア 支給対象外とすべき利用に係</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>いて、支給の対象外とすべき利用に対し手当を支給していた。(中央病院)</p> <p>イ 超過勤務手当について、支給額に誤りがあった。(中央病院)</p> <p>ウ 自家用車での出張において、おおむね通勤経路を通行していないにもかかわらず、通勤調整をしていた。(中央病院)</p> <p>エ 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の報酬について、欠勤時の額の算定に誤りがあった。(中央病院)</p> <p>オ 嘱託職員の報酬加算について、支給対象日数を誤り、過大に支給しているものがあった。(中央病院)</p> <p>カ 前年度指導していたにもかかわらず、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(白鳥病院)</p>	<p>る通勤手当について、令和元年7月給与及び8月給与の減額調整により返納させた。さらに、該当職員に対し、高速道路利用に係る通勤手当の申請方法について指導を行うとともに、給与担当職員及び決裁権者における申請内容の確認を徹底するようにした。</p> <p>イ 支給額が不足していた職員については令和元年7月給与で追加支給し、支給額が過大になっていた嘱託職員については7月報酬において減額調整による返納をさせた。また、該当職員に対し、超過勤務実績の入力漏れがないよう指導し、任命権者による承認時及び給与担当者の支給前の確認を徹底するようにした。</p> <p>ウ 旅費の再計算を行い、6月末に差額分を追加支給した。また、旅費計算担当者に指導を行うとともに、決裁時に通勤調整内容の確認を徹底するようにした。</p> <p>エ 該当する職員について、令和元年7月報酬において減額調整による返納・追加支給をした。また、退職した職員については、納付書により返納させた。 平成31年4月分からは、報酬を支出する際の起案に、電子休暇簿を元に作成した該当者一覧を添付し、欠勤時の額の算定について、複数の者が確認を行っている。</p> <p>オ 該当する職員について、令和元年7月報酬において減額調整により返納させた。また、退職した職員については、納付書により返納させた。報酬事務担当者には、出勤簿との突合を徹底するよう指導した。</p> <p>カ 支給できていなかった一部の旅費を計算し、令和元年8月に本人口座に振り込んだ。前年度の指導を受け、旅費の支給前に複数人で確認することとしていたが、今後はさらに、旅費明細を発行し、受給者の確認を徹底することとする。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	キ 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあったので、返納させる必要がある。(白鳥病院)	キ 欠勤減額の計算誤りにより過支給となっていた報酬分については、令和元年8月報酬において減額調整により返納させた。

5 検討指示事項の具体的内容(5件)

部局別・内容別	検討指示事項	措置の状況
政策部・出納局	該当事項なし	該当事項なし
総務部 その他	ア 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、複式簿記で会計事務を行うこと、及び当該所属職員以外の者で会計事務の検査を行うことについて、「県に事務局を置く任意団体等の設置及び運営に関する指針」の見直しを検討する必要がある。 (人事・行革課)	ア 適切な事務執行が担保されるよう、「県に事務所を置く任意団体等の設置及び運営に係る指針」の見直しの検討を行っているところである。
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部	該当事項なし	該当事項なし
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部	該当事項なし	該当事項なし
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会 契約	ア 概ね同一時期に実施する校舎と体育館の床面洗浄及びワックス塗布業務委託について、まとめて発注できないか検討する必要がある。(高松商業高等学校) イ 海外研修旅行企画手配業務の旅行会社への委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。 (高校教育課) ウ 県と台湾桃園市のスポーツ交流事業の委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。(保健体育課)	ア 次回清掃時より仕様書を一つにまとめて見積書を徴収し、一件の契約として実施する。 イ 今後は、参加者負担分を含めた全額を支出し、参加者負担分を収入に計上することとする。 ウ 今後は、参加者負担分を含めた全額を支出し、参加者負担分を収入に計上することとする。

部局別・内容別	検 討 指 示 事 項	措 置 の 状 況
公安委員会 支出	ア 検視などに立ち会った医師に対する謝金について、医師が所属する医療法人等へ支払うこともできるよう明記するなど、取扱要領の見直しを検討する必要がある。(捜査第一課)	ア 検視などに立ち会った医師又は医師の所属する医療法人等へ支払うことができるように取扱要領を見直した。
病院局	該当事項なし	該当事項なし

II 行政監査

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

ソーシャルメディアの利活用等について

2 選定理由

近年、ツイッターやフェイスブック等の様々な民間ソーシャルメディアサービスは、利用者が急増し、社会的に大きな影響力を持つようになってきている。

国、地方公共団体等の公共機関においても、情報発信等の強化のために、こうしたサービスの利用が増えており、本県においても、県民への各種県政情報、防災情報の提供や、県外に向けて、本県の認知度の一層の向上を図るため、観光情報や県産品の情報等の発信にソーシャルメディアが利用されている。

一方、ソーシャルメディア上では、誤解を招く表現や不適切な返信を原因とするトラブル等、不測の事態を招くおそれがあり、その利用に当たっては特性やリスクを十分に理解しておく必要がある。

このため、本県のソーシャルメディアの利用状況、リスク管理等について監査を実施し、今後の適正な運用に資するため、監査を実施することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成30年8月から平成31年2月まで

2 監査の実施方法

全所属を対象に書面調査により、ソーシャルメディアの利活用等の状況について報告を求め、その中から一定の所属を抽出し、実地調査を行い、これを踏まえ監査を行った。

3 監査の主な着眼点

(1) 効果的な利活用

- ア 香川県民間ソーシャルメディア利用ガイドラインに沿った運用が行われているか
- イ 効果的な情報発信が行われているか
- ウ ソーシャルメディアの利用に効果があるか
- エ 情報等について適切に取り扱われているか

(2) リスク管理

- ア モニタリングを行っているか
- イ ID、パスワードの管理は適切に行われているか

- ウ トラブル（炎上、なりすまし等）発生時の対応策を講じているか
- エ 管理・運営に関する研修を受講しているか

4 監査の結果と措置状況

監査対象事案については、おおむね適正に対応されていたが、一部において改善を要すると認められる事項について次表の左欄のとおり意見を行うとともに、今後より良い運用としていくため、さらに検討の余地があると思慮される点について要望を行った。

その後、ソーシャルメディアを利用している所属又は香川県職員が職務でソーシャルメディアを利用するための基本的な考え方や留意すべき事項などを定めた香川県民間ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定した広聴広報課から、次表の右欄のとおり意見に係る措置の状況が報告された。

○行政監査結果に基づく措置状況

1 効率的な利活用

(1) 香川県民間ソーシャルメディア利用ガイドラインに沿った運用について

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①広聴広報課と協議	東京事務所	うどん県 東京	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年2月28日に、平成29年4月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	東京事務所	香川・愛媛せとうち旬彩館	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年2月28日に、平成28年11月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	地域活力推進課	さぬきの輪～香川で輝く地域おこし協力隊～	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月13日に、平成27年8月から利用している当該ツイッターに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	地域活力推進課	香川県地域おこし協力隊	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月13日に、平成27年12月から利用している当該インスタグラムに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	地域活力推進課	うどん県・香川暮らし移住相談員にむか	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月13日に、平成29年2月から利用している当該ツイッターに係るソーシャルメディア利用報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	文化振興課	かがわアートナビ	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月19日に、平成26年12月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	文化振興課	さぬき映画祭	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月18日に、平成25年1月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	文化振興課	zokoku brand	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該フェイスブックのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku brand	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku_brand	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale/Art Setouchi	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年6月5日に、平成24年9月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①広聴広報課と協議	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年6月5日に、平成21年2月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年6月5日に、平成28年1月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	健康福祉総務課	香川県福祉人材センター	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年6月5日に、平成25年5月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	栗林公園観光事務所	香川県高松市/特別名勝/栗林公園春のライトアップ2019	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年6月4日に、平成29年3月から利用している当該インスタグラムに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	観光振興課	瀬戸内ガール	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月5日に、平成26年2月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	観光振興課	setouchi girl	ブログ	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年4月5日に、平成24年2月から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	県産品振興課	かがわ物産館 栗林庵	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月8日に、平成25年10月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	県産品振興課	かがわ物産館 栗林庵	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月8日に、平成25年3月から利用している当該ツイッターに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	県産品振興課	かがわ物産館「栗林庵」	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月8日に、平成28年12月から利用している当該インスタグラムに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。
	県産品振興課	さぬきうまいもんレシコンテスト	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年2月15日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	県産品振興課	さぬきうまいもんレシコンテスト運営事務局	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年2月15日に、平成30年4月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書の提出について広聴広報課と協議を行った。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況	
①広聴広報課と協議	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ツイッター	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書の提出について広聴広報課と協議を行った。	
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ライン	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年5月22日に、平成30年4月から利用していた当該ラインに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書の提出について広聴広報課と協議を行った。	
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該インスタグラムに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書の提出について広聴広報課と協議を行った。	
	高松工芸高等学校	高松工芸 高校生による香川の漆プロジェクト	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年5月29日に、平成26年5月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。	
	琴平高等学校	琴平高校修学旅行	ブログ	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	令和元年5月30日に、平成28年11月16日から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。	
	観音寺第一高等学校	修学旅行	ブログ	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月20日に、平成25年5月から利用している当該ブログに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。	
	観音寺第一高等学校	SSH東方面科学体験研修	ブログ	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月20日に、平成25年11月から利用している当該ブログに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。	
	観音寺第一高等学校	理数科海外研修	ブログ	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月20日に、平成25年11月から利用している当該ブログに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出し協議を行った。	
	観音寺総合高等学校	香川県立三堂工業高等学校	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月11日に、平成24年9月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出した。	
	観音寺総合高等学校	香川県立観音寺総合高等学校	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用に関し、広聴広報課と協議する必要がある。	平成31年3月11日に、平成29年4月から利用している当該フェイスブックに係るソーシャルメディア利用(開始)報告書を広聴広報課に提出した。	
	②ポリシーの作成と公開	地域活力推進課	さぬき瀬戸しまネッ島	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月3日に、フェイスブック上で公開した。
		地域活力推進課	かがわ島フェスタ	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月3日に、フェイスブック上で公開した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
②ポリシーの作成と公開	地域活力推進課	さぬきの輪～香川で輝く地域おこし協力隊～	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月28日に、地域おこし協力隊のホームページ上で公開した。
	地域活力推進課	香川県地域おこし協力隊	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月28日に、地域おこし協力隊のホームページ上で公開した。
	地域活力推進課	うどん県・香川暮らし移住相談員たむら	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月6日に、県ホームページの公式アカウントの紹介ページ上で公開した。
	文化振興課	かがわアートナビ	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年5月23日に、かがわアートナビのホームページ上で公開した。
	文化振興課	さぬき映画祭	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年5月28日に、フェイスブック上で公開した。
	文化振興課	さぬき映画祭	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年5月28日に、県ホームページの公式アカウントの紹介ページ上で公開した。
	文化振興課	Zokoku brand	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該フェイスブックのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku brand	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku.brand	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭/ART SETOUCHI	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成30年8月27日に、瀬戸内国際芸術祭のホームページ上で公開した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale/Art Setouchi	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成30年8月27日に、瀬戸内国際芸術祭のホームページ上で公開した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭/ART SETOUCHI	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成30年8月27日に、瀬戸内国際芸術祭のホームページ上で公開した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
②ポリシーの作成と公開	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成30年8月27日に、瀬戸内国際芸術祭のホームページ上で公開した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成30年8月27日に、瀬戸内国際芸術祭のホームページ上で公開した。
	業務感染症対策課	KnowDrug Kagawa	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	当該フェイスブックのアカウントを削除し、平成30年9月11日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	業務感染症対策課	ノードラッグ香川！香川県業務感染症対策課	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	当該ツイッターのアカウントを削除し、平成31年3月19日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	子ども政策課	かがわ出会い応援団	ブログ	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	当該ブログのアカウントを削除し、平成31年3月12日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。平成31年3月19日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページから当該ブログの情報を削除した。
	子ども家庭課	香川県保育士ガイド	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成31年3月13日に、フェイスブック上にリンクを貼り、香川県保育士ガイドホームページ上で公開した。
	子ども家庭課	香川県保育士ガイド	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成31年3月13日に、ツイッター上にリンクを貼り、香川県保育士ガイドホームページ上で公開した。
	産業政策課	香川県希少種情報発信事務局	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成30年12月21日に、フェイスブック上で公開した。
	栗林公園観光事務所	栗林公園	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月4日に、うどん県のホームページの栗林公園のページ上で公開した。
	栗林公園観光事務所	栗林公園 Garden Ritsurin	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月4日に、うどん県のホームページの栗林公園のページ上で公開した。
	栗林公園観光事務所	香川県高松市/特別名勝/栗林公園春のライトアップ2018	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月4日に、うどん県のホームページの栗林公園のページ上で公開した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
②ポリシーの作成と公開	観光振興課	Setouchi girl	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	当該フェイスブックのアカウントを削除し、令和元年6月7日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。令和元年6月9日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページから当該フェイスブックの情報を削除した。
	観光振興課	瀬戸内ガール	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	平成31年4月5日に、平成26年2月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	観光振興課	setouchi girl	ブログ	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	平成31年4月5日に、平成24年2月から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該フェイスブックに係るアカウント運用ポリシーの作成・公開について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、平成30年9月以前のために作成は行うが、対外的には公開しないこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ツイッター	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターに係るアカウント運用ポリシーの作成・公開について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、平成30年9月以前のために作成は行うが、対外的には公開しないこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ライン	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月22日に、平成30年4月から利用していた当該ラインに係るアカウント運用ポリシーの作成・公開について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、平成30年9月以前のために作成は行うが、対外的には公開しないこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該インスタグラムに係るアカウント運用ポリシーの作成・公開について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、平成30年9月以前のために作成は行うが、対外的には公開しないこととした。
	高松工芸高等学校	高松工芸 高校生による香川の漆プロジェクト	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年6月3日に、フェイスブック上で公開した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況	
②ポリシーの作成と公開	高松西高等学校	香川県立高松西高等学校	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、令和元年5月31日にフェイスブック上で公開した。	
	琴平高等学校	琴平高校修学旅行	ブログ	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月30日に、平成28年11月16日から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。	
	観音寺第一高等学校	修学旅行	ブログ	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成31年3月20日に、学校のホームページ上で公開した。	
	観音寺第一高等学校	SSH東京方面科学体験研修	ブログ	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成31年3月20日に、学校のホームページ上で公開した。	
	観音寺第一高等学校	理数科海外研修	ブログ	県ガイドラインに基づき、アカウント運用ポリシーを作成し、対外的に公開する必要がある。	アカウント運用ポリシーを作成し、平成31年3月20日に、学校のホームページ上で公開した。	
	③作成済ポリシーの公開	東京事務所	うどん県 東京	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年2月28日に、フェイスブック上で公開した。
		東京事務所	香川・愛媛せとらち旬彩館	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年2月28日に、フェイスブック上で公開した。
		地域活力推進課	さぬきの輪 香川で輝く地域おこし協力隊	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月28日に、地域おこし協力隊のホームページ上で公開した。
		地域活力推進課	かがわ暮らし 相談窓口	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	令和元年6月5日に、同じアカウント名のフェイスブック上に公開したアカウント運用ポリシーにリンクさせて公開した。
地域活力推進課		かがわ移住ポータルサイト かがわ暮らし	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	令和元年6月4日に、フェイスブック上で公開した。	
選挙管理委員会事務局		香川県選挙管理委員会事務局	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月13日に、フェイスブック上で公開した。	
県立ミュージアム	香川県立ミュージアム	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	令和元年5月30日に、県立ミュージアムのホームページ上で公開した。		

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
③作成済ポリシーの公開	広報広報課	香川県ブログ	ブログ	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月29日に、県ホームページの公式アカウントの紹介ページ上で公開した。
	人事・行基課	香川県職員採用	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年12月5日に、フェイスブック上で公開した。
	国際課	香川県国際課	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年8月に、県ホームページの国際課のページ上で公開した。
	環境政策課	省エネみらいプロジェクトかがわ	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年2月4日に、フェイスブック上で公開した。
	環境管理課	海ごみ探検隊	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年1月29日に、フェイスブック上で公開した。
	環境管理課	かがわの里海づくり	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年1月29日に、フェイスブック上で公開した。
	みどり整備課	みどりの学校@香川県	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年1月29日に、フェイスブック上で公開した。
	子ども政策課	かがわ縁結び支援センター	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月12日に、県ホームページの「子ども・子育て」-「結婚」のページ上で公開した。
	子ども政策課	かがわ縁結び支援センター	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月12日に、県ホームページの「子ども・子育て」-「結婚」のページ上で公開した。
	労働政策課	香川県就職・移住支援センター【ワークサポートかがわ】	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月27日に、ワークサポートかがわが運営するホームページ上で公開した。
	労働政策課	jobナビかがわ	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月27日に、ワークサポートかがわが運営するホームページ上で公開した。
	観光振興課	うどん県	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月6日に、県ホームページの公式アカウントの紹介ページ上で公開した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
③作成済ポリシーの公開	観光振興課	うどん県	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月6日に、県ホームページの公式アカウントの紹介ページ上で公開した。
	県産品振興課	さぬきマルシェinサンポート	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月17日に、さぬきマルシェinサンポートのホームページ上で公開した。
	県産品振興課	さぬきマルシェ in サンポート	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月17日に、さぬきマルシェinサンポートのホームページ上で公開した。
	県産品振興課	かがわ物産館 栗林庵	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年8月30日に、かがわ物産館栗林庵のホームページ上で公開した。
	県産品振興課	かがわ物産館 栗林庵	ツイッター	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年8月30日に、かがわ物産館栗林庵のホームページ上で公開した。
	県産品振興課	かがわ物産館「栗林庵」	インスタグラム	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年8月30日に、かがわ物産館栗林庵のホームページ上で公開した。
	農業経営課	かがわニューファーマー塾	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年11月27日に、フェイスブック上で公開した。
	農業生産流通課	さぬきの夢こだわり店	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年2月1日に、フェイスブック上で公開した。
	農業生産流通課	さぬき旗フルーツ/SanukiSan Fruit	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年2月1日に、フェイスブック上で公開した。
	農村整備課	かがわの農村	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年8月20日に、フェイスブック上で公開した。
	県立病院課	香川県看護師採用	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年1月29日に、フェイスブック上で公開した。
	白鳥病院	香川県立白鳥病院	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年10月12日に、フェイスブック上で公開した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
③作成済ポリシーの公開	教育委員会総務課	香川県教育委員会	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成30年9月14日に、フェイスブック上で公開した。
	観音寺総合高等学校	香川県立三豊工業高等学校	フェイスブック	作成済のアカウント運用ポリシーについて、対外的に公開する必要がある。	平成31年3月11日に、フェイスブック上で公開した。
④内部運用規定の作成	地域活力推進課	さめき瀬戸しまネッ島	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	地域活力推進課	かがわ島フェスタ	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	地域活力推進課	さめきの輪 香川で輝く地域おこし協力隊	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	地域活力推進課	さめきの輪～香川で輝く地域おこし協力隊～	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	地域活力推進課	香川県地域おこし協力隊	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	地域活力推進課	うどん県・香川暮らし移住相談員たむら	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	文化振興課	かがわアートナビ	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年4月19日に、内部運用規定を作成した。
	文化振興課	さめき映画祭	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年4月18日に、内部運用規定を作成した。
	文化振興課	さめき映画祭	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年4月18日に、内部運用規定を作成した。
	文化振興課	Zokoku brand	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該フェイスブックのアカウントを削除し、利用を廃止した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
④内部運用規定の作成	文化振興課	zokoku brand	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku_brand	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭/ART SETOUCHI	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年8月1日に、内部運用規定を作成した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale/Art Setouchi	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年8月1日に、内部運用規定を作成した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭/ART SETOUCHI	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年8月1日に、内部運用規定を作成した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年8月1日に、内部運用規定を作成した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年8月1日に、内部運用規定を作成した。
	健康福祉総務課	香川県福祉人材センター	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年6月5日に、内部運用規定を作成した。
	業務感染症対策課	KnowDrug Kagawa	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	当該フェイスブックのアカウントを削除し、平成30年9月11日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	業務感染症対策課	ノードラッグ香川！香川県業務感染症対策課	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	当該ツイッターのアカウントを削除し、平成31年3月19日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	子ども政策課	かがわ出会い応援団	ブログ	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	当該ブログのアカウントを削除し、平成31年3月12日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。平成31年3月19日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページから当該ブログの情報を削除した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
④内部運用規定の作成	子ども家庭課	香川県保育士ガイド	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	子ども家庭課	香川県保育士ガイド	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月13日に、内部運用規定を作成した。
	産業政策課	香川県希少情報発信事務局	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年12月20日に、内部運用規定を作成した。
	労働政策課	香川県就職・移住支援センター【ワークサポートかがわ】	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年9月27日に、内部運用規定を作成した。
	労働政策課	jobナビかがわ	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年9月27日に、内部運用規定を作成した。
	栗林公園観光事務所	栗林公園	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年9月1日に、内部運用規定を作成した。
	栗林公園観光事務所	栗林公園 Garden Ritsurin	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成30年9月1日に、内部運用規定を作成した。
	栗林公園観光事務所	香川県高松市/特別名勝/栗林公園春のライトアップ2018	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年6月4日に、内部運用規定を作成した。
	観光振興課	Setouchi girl	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	当該フェイスブックのアカウントを削除し、令和元年6月7日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。令和元年6月10日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページから当該フェイスブックの情報を削除した。
	観光振興課	瀬戸内ガール	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年4月5日に、平成26年2月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	観光振興課	setouchi girl	ブログ	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年4月5日に、平成24年2月から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
④内部運用規定の作成	県産品振興課	さぬきうまいもんレシピコンテスト	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年2月15日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	県産品振興課	さぬきうまいもんレシピコンテスト運営事務局	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年2月15日に、平成30年4月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該フェイスブックに係る内部運用規定の作成について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているが、平成30年9月以前のために作成は行うこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ツイッター	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターに係る内部運用規定の作成について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているが、平成30年9月以前のために作成は行うこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ライン	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年5月22日に、平成30年4月から利用していた当該ラインに係る内部運用規定の作成について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているが、平成30年9月以前のために作成は行うこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	インスタグラム	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該インスタグラムに係る内部運用規定の作成について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているが、平成30年9月以前のために作成は行うこととした。
	県立病院課	香川県看護師採用	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年2月14日に、内部運用規定を作成した。
	高松工芸高等学校	高松工芸 高校生による香川の漆プロジェクト	フェイスブック	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年4月1日に、内部運用規定を作成した。
	琴平高等学校	琴平高校修学旅行	ブログ	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	令和元年5月30日に、平成28年11月16日から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
④内部運用規定の作成	観音寺第一高等学校	修学旅行	ブログ	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月20日に、内部運用規定を作成した。
	観音寺第一高等学校	SSH東京方面科学体験研修	ブログ	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月20日に、内部運用規定を作成した。
	観音寺第一高等学校	理数科海外研修	ブログ	県ガイドラインに基づき、内部運用規定を作成する必要がある。	平成31年3月20日に、内部運用規定を作成した。

(2) 効果的な情報発信について

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①1年以上情報を発信していないもの	文化振興課	Zokoku brand	フェイスブック	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該フェイスブックのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku brand	ツイッター	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku_brand	インスタグラム	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	業務感染症対策課	KnowDrug Kagawa	フェイスブック	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	当該フェイスブックのアカウントを削除し、平成30年9月11日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	業務感染症対策課	ノードラッグ香川！香川県業務感染症対策課	ツイッター	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	当該ツイッターのアカウントを削除し、平成31年3月19日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	子ども政策課	かがわ出金い応援団	ブログ	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	当該ブログのアカウントを削除し、平成31年3月12日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。平成31年3月19日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページから当該ブログの情報を削除した。
	観光振興課	setouchi girl	ブログ	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	平成31年4月5日に、平成24年2月から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①1年以上情報を発信していないもの	観音寺総合高等学校	香川県立三豊工業高等学校	フェイスブック	1年以上情報を発信していないアカウントについては、閲覧者にマイナスのイメージを与えかねないことから、その存続について見直す必要がある。	見直しの結果、三豊工業高等学校は平成29年3月31日に閉校したが、卒業生に母校を懐かしんでもらうため、当分の間、当該アカウントは存続することとした。平成29年7月24日以降は情報発信を行っていないが、今後、来上りなりすまし等に対するセキュリティ対策並びにリスク回避のために、定期的な情報発信を行うとともに、利用者の書き込みなどを厳密に監視することで、当該アカウントを適切に管理していくこととしている。なお経過では、平成31年3月11日と令和元年5月28日に新たな情報発信を行った。

2 リスク管理等の状況

(1) なりすましの防止について

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①県ホームページの公式アカウント紹介ページに掲載	東京事務所	うどん県 東京	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年2月28日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月26日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	東京事務所	香川・愛媛せとうち旬彩館	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年2月28日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月26日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	地域活力推進課	さぬきの輪～香川で輝く地域おこし協力隊～	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月13日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月28日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにツイッターの情報を掲載した。
	地域活力推進課	香川県地域おこし協力隊	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月13日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月28日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにインスタグラムの情報を掲載した。
	地域活力推進課	うどん県・香川暮らし移住相談員にむか	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月13日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月28日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにツイッターの情報を掲載した。
	文化振興課	かがわアートナビ	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月19日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月14日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	文化振興課	さぬき映画祭	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月18日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月14日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①県ホームページの公式アカウント紹介ページに掲載	文化振興課	Zokoku brand	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該フェイスブックのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku brand	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	文化振興課	zokoku_brand	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale/Art Setouchi	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年6月5日に、ソーシャルメディア利用報告書を広聴広報課に提出した。令和元年6月10日に広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	Setouchi Triennale	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年6月5日に、ソーシャルメディア利用報告書を広聴広報課に提出した。令和元年6月10日に広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにツイッターの情報を掲載した。
	瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年6月5日に、ソーシャルメディア利用報告書を広聴広報課に提出した。令和元年6月10日に広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにインスタグラムの情報を掲載した。
	健康福祉総務課	香川県福祉人材センター	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年6月5日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年7月19日に広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	栗林公園観光事務所	香川県高松市/特別名勝/栗林公園春のライトアップ2018	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年6月4日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年6月27日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにインスタグラムの情報を掲載した。
	観光振興課	瀬戸内ガール	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月5日に、平成26年2月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	観光振興課	setouchi girl	ブログ	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年4月5日に、平成24年2月から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	県産品振興課	かがわ物産館 栗林庵	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月8日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月28日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	県産品振興課	かがわ物産館 栗林庵	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月8日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月28日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにツイッターの情報を掲載した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①県ホームページの公式アカウント紹介ページに掲載	県産品振興課	かがわ物産館「栗林庵」	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月8日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月28日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにインスタグラムの情報を掲載した。
	県産品振興課	さめきうまいもんレシコンテスト	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年2月15日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	県産品振興課	さめきうまいもんレシコンテスト運営事務局	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年2月15日に、平成30年4月から利用していた当該インスタグラムのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該フェイスブックに係るアカウント紹介ページの掲載について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、県ホームページには掲載しないこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ツイッター	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該ツイッターに係るアカウント紹介ページの掲載について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、県ホームページには掲載しないこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ライン	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年5月22日に、平成30年4月から利用していた当該ラインに係るアカウント紹介ページの掲載について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、県ホームページには掲載しないこととした。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	インスタグラム	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年5月22日に、平成29年4月から利用していた当該インスタグラムに係るアカウント紹介ページの掲載について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、県ホームページには掲載しないこととした。
	高松工芸高等学校	高松工芸 高校生による香川の漆プロジェクト	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年5月29日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年6月3日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにフェイスブックの情報を掲載した。
	琴平高等学校	琴平高校修学旅行	ブログ	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	令和元年5月30日に、平成28年11月16日から利用していた当該ブログのアカウントを削除し、利用を廃止した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
①県ホームページの公式アカウント紹介ページに掲載	観音寺第一高等学校	修学旅行	ブログ	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月20日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月26日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにブログの情報を掲載した。
	観音寺第一高等学校	SSH東京方面科学体験研修	ブログ	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月20日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月26日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにブログの情報を掲載した。
	観音寺第一高等学校	理数科海外研修	ブログ	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月20日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。平成31年3月26日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページにブログの情報を掲載した。
	観音寺総合高等学校	香川県立三豊工業高等学校	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月11日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月29日に県ホームページの公式アカウント紹介ページにフェイスブックの情報を公開した。
	観音寺総合高等学校	香川県立観音寺総合高等学校	フェイスブック	なりすまし防止のため、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに、ソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載する必要がある。	平成31年3月11日に、広聴広報課へソーシャルメディア利用報告書を提出した。令和元年5月29日に県ホームページの公式アカウント紹介ページにフェイスブックの情報を公開した。
②所属ホームページにソーシャルメディア情報を掲載【HP-SNS】	東京事務所	うどん県 東京	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページへの掲載》	平成31年2月28日に、東京事務所のホームページ上にフェイスブックの情報をリンクで掲載した。
	地域活力推進課	香川県地域おこし協力隊	インスタグラム	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページへの掲載》	平成31年3月13日に、まめきの輪WEBのホームページ上にインスタグラムの情報をリンクで掲載した。
	みどり整備課	みどりの学校@香川県	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページへの掲載》	平成31年3月4日に、みどりの学校のホームページ上にフェイスブックの情報をリンクで掲載した。
	子ども政策課	かがわ縁結び支援センター	ツイッター	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページへの掲載》	平成28年10月14日のかがわ縁結び支援センターのホームページ開設時にツイッターの情報をリンクで掲載していた。
	白鳥病院	香川県立白鳥病院	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページへの掲載》	令和元年5月29日に、白鳥病院ホームページのトップページ下部に当該フェイスブックへのリンクを掲載した。なお、フェイスブック側には白鳥病院ホームページのURLを掲載済である。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
③ソーシャルメディアに所属ホームページのURLを掲載【SNS-HP】	文化振興課	zokoku brand	ツイッター	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	平成31年3月15日に、平成28年7月から利用していた当該ツイッターのアカウントを削除し、利用を廃止した。
	危機管理課	ぼうさい@うどん県	ツイッター	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	令和元年6月に、ツイッター上に県ホームページの防災・災害対策総合ページのURLをリンクで掲載した。
	広聴広報課	香川県ブログ	ブログ	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	平成31年3月29日に、利用しているソーシャルメディアの情報（楽天ブログ）を掲載するとともに、楽天ブログ上にも県ホームページのURLを掲載した。
	栗林公園観光事務所	栗林公園	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	令和元年6月4日に、フェイスブック上うどん県のホームページの栗林公園のページのURLをリンクで掲載した。
	栗林公園観光事務所	栗林公園 Garden Ritsurin	ツイッター	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	令和元年6月4日に、ツイッター上うどん県のホームページの栗林公園のページのURLをリンクで掲載した。
	農業生産流通課	全国高校生花いけバトル	ライン	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	令和元年5月22日に、平成30年4月から利用していた当該ラインへのホームページのURLの掲載について広聴広報課と協議を行った。協議の結果、平成30年9月から県の公式アカウントではなく、一般社団法人花いけジャパンプロジェクトのアカウントとして運用されているため、掲載しないこととした。
	水産課	うどん県のおさかな情報	ブログ	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	平成30年11月27日に、ブログ上に県ホームページの公式アカウントの紹介ページのURLを掲載した。その後、県ホームページの水産課「香川県の水産業」のページのURLをリンクで掲載した。
	観音寺第一高等学校	修学旅行	ブログ	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ソーシャルメディアへの掲載》	平成31年3月20日に、ブログ上に学校のホームページのURLをリンクで掲載した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
④所属ホームページにソーシャルメディア情報を掲載とソーシャルメディアに所属ホームページのURLを掲載【HP→SNS】【SNS→HP】	地域活力推進課	さめき瀬戸しまネット島	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	平成31年2月15日に、さめき瀬戸しまネット島のホームページ上にフェイスブックの情報をリンクで掲載した。また、令和元年6月3日に、フェイスブック上にさめき瀬戸しまネット島のホームページのURLをリンクで掲載した。
	地域活力推進課	かが島フェスタ	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	平成31年2月15日に、さめき瀬戸しまネット島のホームページ上にフェイスブックの情報をリンクで掲載した。また、令和元年6月3日に、フェイスブック上にさめき瀬戸しまネット島のホームページのURLをリンクで掲載した。
	地域活力推進課	うどん県・香川暮らし移住相談員たむら	ツイッター	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	令和元年6月4日に、香川移住ポータルサイトかがわ暮らしのホームページ上にツイッターの情報をリンクで掲載した。また、令和元年6月5日に、ツイッター上に香川移住ポータルサイトかがわ暮らしのホームページのURLをリンクで掲載した。
	業務感染症対策課	KnowDrug Kagawa	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	当該フェイスブックのアカウントを削除し、平成30年9月11日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	業務感染症対策課	ノードラッグ香川！香川県業務感染症対策課	ツイッター	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	当該ツイッターのアカウントを削除し、平成31年3月19日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。
	子ども政策課	かがわ出合い応援団	ブログ	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	当該ブログのアカウントを削除し、平成31年3月12日に、ソーシャルメディア利用(廃止)報告書を広聴広報課に提出した。平成31年3月19日に、広聴広報課が県ホームページの公式アカウントの紹介ページから当該ブログの情報を削除した。
	果林公園観光事務所	香川県高松市/特別名勝/菜林公園春のライトアップ2018	インスタグラム	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	令和元年6月27日に、県ホームページ上の果林公園観光事務所のページ上に、インスタグラムの情報をリンクで掲載した。また、令和元年6月4日に、インスタグラム上にうどん県のホームページの果林公園のページのURLをリンクで掲載した。
	農業経営課	かがわニューファーマー塾	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	平成31年3月28日に、県ホームページ上の農業経営課「かがわアグリネット」及び農政課の「香川の農業・水産業」のページ上にフェイスブックの情報をリンクで掲載した。また、平成31年5月5日に、フェイスブック上にホームページ「かがわアグリネット」のURLをリンクで掲載した。
	水産課	うどん県のおさかな情報	フェイスブック	所属等で運用しているホームページに利用しているソーシャルメディアのサービス名やアカウント名などの情報を掲載するとともに、ソーシャルメディアにも該当するホームページのURLを掲載する必要がある。《ホームページ及びソーシャルメディアへの掲載》	平成30年11月27日に、フェイスブック上に県ホームページの公式アカウントの紹介ページのURLをリンクで掲載した。また、平成31年2月7日に、県ホームページの水産課「香川の水産業」のページ上にフェイスブックの情報をリンクで掲載した。

項目	意見対象所属名	ソーシャルメディアの名前	ソーシャルメディアの種類	着眼点別意見	左に対する措置状況
⑤利用報告書提出済みのソーシャルメディアを県ホームページの公式アカウント紹介ページに掲載及び掲載ソーシャルメディアのアカウント運用ポリシーの作成と公開等のガイドラインの遵守をチェック	広聴広報課	・平成24年2月9日に広聴広報課にソーシャルメディア利用(開始)報告書が提出されていた「ノードラッグ香川！香川県業務感染症対策課」ツイッター(業務感染症対策課)	ツイッター フェイスブック	広聴広報課において、県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用開始(休止又は中止)の協議が完了したのについては、すべて広聴広報課が管理する県ホームページの公式アカウントの紹介ページに掲載する必要がある。	・ツイッター「ノードラッグ香川！香川県業務感染症対策課」は、既に廃止されていたが、平成31年3月20日に業務感染症対策課から利用廃止報告書を受領した。利用廃止につき県ホームページの公式アカウントの紹介ページへの掲載は不要になった。
		・平成27年6月1日に広聴広報課に提出されていた「香川県立高松西高等学校」フェイスブック(高松西高等学校)			・フェイスブック「香川県立高松西高等学校」について、令和元年6月30日に高松西高等学校から利用報告書、アカウント運用ポリシーと内部運用規定を受領・確認するとともに、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに掲載した。
	・平成28年10月31日に広聴広報課に提出されていた「かがわ暮らし相談窓口」ツイッター(地域活力推進課)	・平成28年10月31日に広聴広報課に提出されていた「かがわ移住ポータルサイトかがわ暮らし」フェイスブック(地域活力推進課)	また、併せてアカウント運用ポリシーの作成と公開、内部運用規定の作成、ホームページとソーシャルメディア間のリンクの状況についてチェックする必要がある。	・ツイッター「かがわ暮らし 相談窓口」、フェイスブック「かがわ移住ポータルサイトかがわ暮らし」について、令和元年5月30日に地域活力推進課から利用報告書、アカウント運用ポリシーと内部運用規定を受領・確認するとともに、県ホームページの公式アカウントの紹介ページに掲載した。	
		広聴広報課において、県ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアの利用開始(休止又は中止)の協議が完了したものの	ツイッター フェイスブック インスタグラム ブログ ライン		令和元年10月17日までに、アカウント運用ポリシーの作成と公開、内部運用規定の作成、ホームページとソーシャルメディア間のリンクの状況が正しくできていることについて確認した。今後は、各所属からのソーシャルメディア利用(開始)報告書の提出を受理した際には、速やかに確認することとした。

Ⅲ 財政的援助団体等の監査

1 財政的援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政的援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政的援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

3 平成30年度実施の監査（平成29年度対象）

(1) 監査実施団体（23団体）

No.	団 体 名	種 別
1	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	出資
2	(学) 藤井学園	補助
3	(学) 香川県百華学園	補助
4	(公財) 香川県環境保全公社	出資
5	(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	出資 指定管理
6	(社福) 香川県社会福祉事業団	出資 指定管理
7	(社福) 香川県社会福祉協議会	補助
8	(一社) 香川県青年団体育成支援協議会	指定管理
9	(公財) かがわ産業支援財団	出資 補助 貸付 指定管理
10	香川県信用保証協会	出資 補助 貸付
11	(公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	出資 指定管理
12	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	出資 貸付
13	(一財) かがわ県産品振興機構	出資 補助
14	高松シンボルタワー管理協議会	補助
15	わがかがわ観光推進協議会	補助
16	(公社) 香川県観光協会	補助
17	五栄海陸興業(株)	指定管理
18	(公財) 香川県農地機構	出資 補助
19	(公社) 香川県青果物協会	出資
20	(公社) 香川県畜産協会	出資
21	(公財) 香川県水産振興基金	出資
22	(公財) 香川県建設技術センター	出資
23	香川県森林組合連合会	指定管理

(2) 監査の結果と措置の状況

平成30年度に実施した財政的援助団体等の監査の監査結果及びこれに基づき講じた措置について知事から報告があった。

監査対象団体に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団	指導注意事項	かがわ文化芸術祭実行委員会及びさぬき映画祭実行委員会は、財団の代表理事が委嘱した委員で構成する組織であることから、その運営に係る経費は直接執行する必要がある。	かがわ文化芸術祭実行委員会及びさぬき映画祭実行委員会について、財団の代表理事が委員の任命に関与せず、各構成員により設置された実行委員会であることを明確にする措置を講じる予定である。
		預り金の一部について、貸借対照表への計上漏れがあった。	監事の承認を得て、決算書類を訂正し、直近の理事会（平成31年3月5日）、評議員会（平成31年3月28日）で報告を行った。
学校法人藤井学園	指導注意事項	補助金収入の帰属年度及び未収入金の額において、決算関係書類の計数が正確でなかった。	補助金収入については、交付決定を受けた年に計上する。
学校法人香川県百華学園	指導注意事項	補助金収入の帰属年度及び未収入金の額において、決算関係書類の計数が正確でなかった。	補助金収入については、交付決定を受けた年に計上する。
		現金の出納について、出納担当者は、経理規程に従い、現金の手許残高を現金出納帳の残高と照合する必要がある。	現金の出納については、経理規程に基づき、現金の手許残高と現金出納帳の残高を照合することとした。
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	指導注意事項	福祉センターにおける現金受領時の領収書の様式や個人利用券の取扱方法について見直す必要がある。	領収書の様式や個人利用券の取扱方法について見直し、平成30年11月1日付けで職員に対し、周知徹底を行った。
		たまも園における未収金の管理に関する規程を整備し、未収金の回収に取り組む必要がある。	平成30年12月1日付けで「香川県障害者支援施設たまも園未収金管理要領」を策定し、未収金の管理に取り組んでいる。
		たまも園における現金出納	平成30年12月1日以降、現金

		帳について、経理規程に従い、出納職員は、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告する必要がある。	出納帳については、毎日、現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告している。
社会福祉法人香川県社会福祉事業団	指導注意事項	県から支払われた指定管理に係る委託料を委託業務に係るサービス区分ではなく本部の収益に計上していた。	本部の収益に計上していた指定管理に係る委託料については、平成31年3月26日開催の理事会において、本部の収益から削除し、委託業務に係るサービス区分の収益に適正に計上した。
社会福祉法人香川県社会福祉協議会	指導注意事項	前回の監査で指導したにもかかわらず、生活困窮就労支援事業補助金について、交付要綱に定める書類を実績報告書に添付していなかった。	交付要綱で定める書類である決算見込書を必ず実績報告書に添付することを職員に周知徹底した。
公益財団法人かがわ産業支援財団	指導注意事項	自主検査実施要領に基づく自主検査が実施されていなかった。	平成30年12月5日に自主検査を実施した。今後とも自主検査実施要領に基づき、自主検査を適正に実施する。
わがかがわ観光推進協議会	指導注意事項	平成29年度分の決算額に、平成30年6月の支出が含まれていた。	今後はこのようなことがないよう、適正な会計事務処理を徹底するよう職員に周知した。
		予定価格が50万円を超える契約については、会計規程に基づき3者以上での見積合わせを行う必要があるが、複数の者に見積書の作成を依頼したものの見積書は1者しか提出がなかったとして、当該1者と契約を締結していた。	今後は、会計規程に基づく適正な会計事務処理を徹底するよう職員に周知した。
公益社団法人香川県観光協会	指導注意事項	県の補助金で実施する事業で、申請時から実施内容が変更になったものについて、交付要綱に定める計画変更の手続がされていないものがあった。	県の補助金で実施する事業については、交付要綱に基づき適正な手続きを行うよう職員に周知徹底した。

		<p>物品の購入について、品物別に発注することにより競争性が損なわれているものがあつた。</p>	<p>同時期に複数の物品を購入する場合は、一括発注するよう、職員に周知徹底した。</p>
五栄海陸興業株式会社	指導注意事項	<p>自動販売機の増設について、都市公園法第5条の許可を受けていなかった。</p>	<p>直ちに、都市公園法第5条の設置許可申請手続きを行い、占用料を納付した。</p>
公益社団法人香川青果物協会	指導注意事項	<p>出向者に係る報酬の負担金額について、出向元と合意した金額より少ない金額を支出していた。</p>	<p>指摘のあつた金額の誤りについては、出向元に確認し、不足額を支払った。</p> <p>今後は、請求書の算定根拠を十分確認し、誤った支出がないよう改善する。</p>

IV 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度中に 4 件の住民監査請求があった。いずれも請求を受理し、監査を実施した結果、1 件は請求に理由がないものとして棄却（一部却下）し、3 件は同じく請求に理由がないものとして棄却として知事に報告するとともに、これを公表した。

個別外部監査契約に基づく監査の請求があったのは 1 件で、監査委員の監査に代えて外部の者による監査を実施することが相当であるものとは認められないと判断した。

住民監査請求に基づく監査の状況（平成 30 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	取下
1	香川県広報誌等配布業務委託契約に関する損害補償等の措置請求について（平成 30 年 4 月 1 日付け）		○		
2	平成 28 年度政務活動費の返還を怠る事実について（平成 30 年 6 月 27 日付け）	△ 一部 却下	○		
3	香川県市町立学校県費負担教職員である坂出市立岩黒中学校長に対する給与支出について（平成 31 年 1 月 31 日付け）		○		
4	浄化槽維持管理強化指導業務委託料の支出等について（平成 31 年 2 月 22 日付け）		○		
計 4 件		—	4 件	—	—

住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No. 1 香川県広報誌等配布業務委託契約に関する損害補償等の措置について
<p>1 請求人からの請求の内容（要旨）</p> <p>(1) 平成29年4月3日締結の香川県広報誌等配布業務委託契約書1頁写し（以下「契約書」という。）、契約書の一部をなす香川県広報誌等配布単価表写し（以下「単価表」という。）及び平成29年度香川県広報誌等配布単価に係る入札書写し（以下「入札書」という。）の記載によると香川県知事は、平成29年度の香川県広報誌等の配布業務の委託契約において契約相手方の提出した入札書記載の単価で契約する必要があるのに、単価表とは異なる単価で契約し地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約を締結し履行している事実が認められる。</p> <p>ア 入札書では、頁数16の場合は13円4銭であるのに、単価表では13円40銭として契約をしている。その他の入札書に記載している13円6銭、13円8銭、14円2銭の単価についても契約書では異なる金額で契約を締結している。</p> <p>イ 入札書記載の単価は、広報誌の頁数が4頁増える毎に一律に2銭の増額をしているが、最大でも32頁であり16頁のものを運搬するのと何ら変りがないのであり、増額する根拠がない。香川県監査委員が、本件配布業務委託契約の締結に関して、香川県の受けた損害に</p>

ついて責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

(2) 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって、地方公共団体の監査機能の全体が充実することが、期待されているものである。

本件請求は、平成29年度香川県広報誌等配布業務（以下「本件委託業務」という。）に係る契約の締結又は履行に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

本件委託業務に係る契約の違法性又は不当性について

ア 本件委託業務に係る入札は、入札書の様式を指定しており、配布単価は円と銭に区分して記載する形をとっている。

応札者は、四国新聞販売株式会社1者であり、同社が入札書に記載している配布単価は、広報誌等のページ数ごとに16ページは13円4銭、20ページは13円6銭、24ページは13円8銭、28ページは14円0銭、32ページは14円2銭となっている。しかし、当該入札書に記載されているページ数ごとの配布金額（予定数量×単価×予定発行回数）から逆算した配布単価は、16ページは13円40銭、20ページは13円60銭、24ページは13円80銭、28ページは14円0銭、32ページは14円20銭となっており、円未満の端数について、本来2桁で記載すべきところ、1桁しか記載しておらず、表記上の誤りがあったといわざるを得ない。また、入札説明書に添付されている入札書記載例においても同様の記載がなされており、配布単価の記載方法について、入札参加者に誤認を与えることがないようにするべきであったといえる。

この記載については、当該入札事務を担当した広聴広報課が、開札時に入札書の検算を行った際、入札者に対し配布単価の表記について確認を行ったところ、配布単価は全て円単位で記載しているとの説明を受けている。また、入札金額の内訳となるページ数ごとの配布金額から逆算した結果、全て入札者が主張する単価と合致していることが確認できたことから、入札説明書に記載している入札無効の事項に該当しないと判断し、入札書を有効なものとして取り扱った旨の同課からの説明があった。

請求人は、入札書に記載された単価と異なる単価で契約を締結したことにより、県に損害を与えていると主張するが、入札金額の積算内訳から算出した配布単価は、円未満の端数部分まで全て円単位で記載しているとする入札者の説明と一致しており、入札書に記載された

配布単価に表記上の誤りが認められるものの、入札書を無効とする事由に該当しておらず、入札は有効に成立しているといえる。

したがって、入札者が意図した配布単価と契約した配布単価は同一金額であると認められることから、県に損害が発生しているとはいえない。

イ 広報誌等のページ数が4ページ増加するごとに単価を一律に増額する根拠について請求人は、「入札書記載の単価は、页数4頁の増える毎に一律に2銭の増額をしているが、最大でも32頁であるから16頁を運搬するのとは何らの変わりもないのであり増額の根拠がないのである。」と主張している。

広報誌等の配布単価をページ数ごとに設定していることについて、広聴広報課は、ページ数の増加に伴い厚さや重さが増加し、配達作業員が1回で配布できる部数が減少し、その結果、配布に係る作業量が増え、そのコストも増加することが想定されるので、ページ数ごとに配布単価の区分を設定していると説明している。

四国新聞販売株式会社が、本件入札への参加に当たり、事前に提出している配布計画書によると、行政区画ごとに設置している配布拠点から、配達員が、バイクや自転車、徒歩の配布手段により各世帯へ配布する計画になっており、いずれの配布手段も1回当たりの運搬量は限られてくることから、ページ数の増加に伴う運搬量の増加が、配布コストに影響することは十分想定でき、ページ数に応じた配布単価を設定することには妥当性が認められる。

また、本件委託業務は、一般競争入札により受託者の選定を行うが、比較するのは各入札者のページ数ごとの配布単価ではなく、配布金額の総額であり、予定価格以内で配布金額の総額の最低価格を入札した者が受託者となる。そのため、ページ数に応じて配布単価が増額されていても、入札が有効に成立している以上、県に損害が発生しているとはいえない。

以上のことから、本件委託業務に係る契約は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結若しくは履行に該当するものとは認められず、「本件配布業務委託契約の締結に関して香川県の受けた損害について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

No. 2 平成 28 年度政務活動費の返還を怠る事実について

1 請求人からの請求の内容（要旨）

香川県知事が平成 28 年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なもので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

ア 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの

イ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出

ウ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない議員連盟等への支出

エ 按分されていない自家用車利用経費等

オ 支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの

カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの

キ その他、政務活動との関連がないもの

(ア) 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

(イ) 新田耕造議員の資料購入費

(ウ) 松原哲也議員の調査研究費

(エ) 山本直樹議員の事務所費

- (オ) 米田晴彦議員及び三野康佑議員の調査研究費
- (カ) 森裕行議員の研修費及び資料購入費
- (キ) 岡野朱里子議員の研修費
 - a コーチング研修費
 - b 生活困窮者支援の勉強会参加費
- (ク) 岡野朱里子議員の研修費
- (ケ) 木村篤史議員の調査研究費
- (コ) 木村篤史議員の研修費
- (サ) 山本悟史議員の研修費

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

竹本敏信議員の会派共同政務活動費 1 件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本直樹議員の広報費 1 件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）及び年賀はがき購入費の支出、新田耕造議員の資料購入費の支出、松原哲也議員の調査研究費の支出並びに森裕行議員の考古学に関する経費のうち 2 件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

(1) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、香川県では、政務活動費交付条例を制定し、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、本件支出については、全て、条例で定める手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

請求人は、違法な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとまではいえず、また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換の内容の報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはないことから、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

監査委員は、公職選挙法に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

イ 会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む。）

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであり、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 産業政策研究会会費

上記イと同じ理由により、違法又は不当であるとまではいえない。

エ 議員 17 名の自家用車に係る経費

(ア) 自家用車燃料費

議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 新田耕造議員の自動車リース料

リース対象の自動車は1台であり、そのリース料は月額 55,000 円、年間では 660,000 円、うち政務活動費を充てたのは、その2分の1であることが確認された。また、新田議員の平成 27 年度政務活動費収支報告において事務費として計上している金額から他の費用を控除した金額が 330,000 円となることから、自動車リース料は2分の1に按分された 330,000 円が計上されていることが確認できたので、使途基準に適ったものと認められ、政務活動費を充てた支出が違法又は不当なものではない。

(ウ) 自動車リース料の額、ガソリン代の単価の妥当性

自動車リース料の上限額と燃料費の単価は政務活動費マニュアルで定められたものであり、住民監査請求は、こうした支出の根拠となる関係規定の内容自体の違法性、不当性の有無を対象とするものではない。また、議員の政務活動費については、これを返還させなければ地方自治法第2条第14項の趣旨を没却する結果となる特段の事情があると認められる場合又は県が各議員に交付した政務活動費に関しその政策目的や事業効果に照らして著しく過大であることが明らかに認められる場合以外は、当該規定に違反しているとはいえないと考えられ、請求人の主張は採用できない。

オ 議員 35 名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

24名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているので、当該議員に係る人件費の支出については、使途基準に違反しているものとはいえない。

c 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

11名の議員に係る人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る人件費については政務活動費での負担割合を10分の8に、黒島啓議員に係る1名分の人件費については、同負担割合を4分の3にしている。

全額を充当している11名の議員のうち鎌田守恭議員を除く10名の議員については、雇用契約書において職務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があり、また、鎌田議員については、雇用契約書には勤務形態が明記されていないものの、双方で職務内容は政務活動補助事務とする取決めがされており、政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、有福

議員及び黒島議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しているが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、職務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、職務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記され、あるいはその旨の取決めがされている以上、明らかに、政務活動費の使途基準に違反しているとまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員 17 名の広報費

当該議員の広報誌等には、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、多くの広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、これらは、政務活動に係る広報の一環と認められる程度のものであり、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえないと判断するのが相当である。

キ 議員 3 名の事務所費

(ア) 鎌田守恭議員の事務所費

事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 谷久浩一議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は合理的なものであり、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) 宮本欣貞議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものと明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は合理的なものであるから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

自宅を政務活動のための事務所にしており、政務活動補助職員を雇用し、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っているとの説明があり、当該補助職員の雇用契約書においても、就業場所は同議員の自宅内の事務室であることが明記されている。

政務活動費マニュアルによると、事務所の光熱水費について、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費は支出できるとし、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されているが、事務所費の領収書をみると、電気代は2分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、違法又は不当なものであるとはいえない。

ケ 米田晴彦議員及び三野康祐議員の連合香川組織内議員懇談会会費

連合香川組織内議員懇談会の会計年度は10月1日から9月30日までの1年間になっており、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの期間が2016年度（平成28年度）に当たり、当該会費は年会費として平成27年度中に支払われたものであり、かつ、その対象には平成27年度の期間が含まれ、しかも1年間を超える期間を対象に支払われているわけではなく期間の重複もないことから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 森裕行議員の「日本考古学協会」の会費

議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような団体の活動に参加するかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

教育行政等の面から当該団体の情報が調査研究活動として無益ということではできず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 岡野朱里子議員の研修費

(ア) コーチング研修費、スモールサン研修費・会費

コーチング研修については、同議員が主宰する「摂食障害の会」などにおいて、支援に必要なスキルを学ぶための研修であり、多くの当事者やその家族からの相談を受ける立場として、最良の支援をするためのものであるとの議員の説明があった。

また、スモールサン研修については、世界や日本経済の動きなどのニュース等を内容とするメールマガジンの購読と中小企業を支援するためのネットワークが毎月1回開催するゼミナールへの参加を内容とするもので、得た情報をもとに議会において質問等を行うとともに、中小企業の発展、ひいては地域の発展のための学びを深めているものであるとの説明があり、県の精神医療あるいは中小企業行政に関するものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 生活困窮者支援の勉強会の研修参加費

当該勉強会は、地域科学研究会が平成27年11月5日に東京都内で開催したもので、議員からは、生活困窮者支援制度について理解を深めるために参加し、先進的なNPO法人の取組など、生活困窮者の支援に向けたヒントになったとの説明があり、研修内容は県の社会福祉行政に関係するものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 岡野朱里子議員の会場費

同議員は、県政報告会等での意見を今後の県議会での質問に反映するとともに、長期的に取り組む課題として認識していると説明しており、当該報告会等は政務活動に資するも

のであったと認められるが、同議員の後援会が当該報告会等の主催となっており、政務活動費マニュアルによると、後援会活動としての報告会等の開催経費は、政務活動費を充当するのに適しない例としており、一つの活動が政務活動とそれ以外の諸活動の性格を同時に有している場合で、実績の把握が困難なときは、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考え方もあるとされており、少なくとも会場費のうち、2分の1を超える部分については、政務活動費を充てることは適当でないと考えるところ、既に収支報告書等修正届が提出され、会場費の支出の2分の1は減額されていることから、修正後の会場費に関しては、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ス 木村篤史議員の調査委託費

有害鳥獣に関する狩猟の県の取組についての問題点、有害鳥獣の被害に関する各自治体の取組及び民間の事例等の実態、有害鳥獣駆除の補助金支給に係る実態及び問題点並びに先進地域における取組の成功事例について調査を委託したものであり、その成果報告書から実績を確認することができた。政務活動費交付条例等においては、委託契約書や成果物の提出は求められておらず、委託金額の制限も設けられていないところ、委託業務が実際に行われ、その内容も県等の有害鳥獣対策行政に関する調査研究であり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

セ 木村篤史議員の講演会の講演料

自治会員の防災意識の向上を図るため、防災に関する専門家を講師として開催されたもので、議員から、防災知識全般の講演を通じて、防災時にとるべき行動等について県民の意識の向上を図ることができたとの説明があり、県の防災行政に関係するものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ソ 山本悟史議員の講演会の会場費及び講師代

講演会は、子どもの学力向上を目的に、坪田塾の坪田信貴氏を講師に開催されたものであり、同様の講演会は平成26年度に初めて開催され、再度の開催を希望する者が多いことを受け、毎年開催されているものであった。議員からは、講師は教育者であり、香川県が自治体間競争を勝ち抜くためには、人材の育成・確保がポイントであり、当該講師の話を多くの県民に聞いてもらうことは有効であると考えていること、また、講演内容を基に議会で質問を行っており、議員としての活動にもつながっているとの説明があった。

政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて会場費や講師謝金等の上限が定められているわけではなく、講演会の内容は教育行政や地域振興に関係するものであり政務活動に適うものといえ、違法又は不当な支出であるとはいえない。

3 議会に対する要望（要旨）

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

過去2回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえず、今回の監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

- (1) 政務活動費マニュアルの精緻化
- (2) 会派等からの収支報告の検討
- (3) 的確な審査、適正な運用
- (4) さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

No.3 香川縣市町立学校県費負担教職員である坂出市立岩黒中学校長に対する給与支出について

1 請求人からの請求の内容（要旨）

平成元年の瀬戸大橋開通による橋げたの島々の環境変化で、昨年は櫃石島の小、中学校が廃校になり、児童生徒は市内への路線バス通学を強いられる中で、岩黒中学校（生徒2名）には、教員（県費負担教職員）5名が配置されている。

全国の中学校教員の6割に上る残業は過労死ラインとされる「月80時間超」と多忙であるが、同じく基本給の4%が残業代で上乗せされる岩黒中学校教員は、後の便もあるのに17時11分のバスで校長、教頭以下が帰宅している。

本県では、小規模校の小、中学校長の兼務や小学校長の離れた場所の幼稚園長との兼務、一般行政でも東讃保健所長（さぬき市）と県精神保健福祉センター長（高松市）との兼務があり、生徒が2名で、教頭が配置されている岩黒中学校で専任校長の必要はない。

また、バス通勤の岩黒中学校教員には、へき地手当1級（給料及び扶養手当の4%）が支給されるが、校長には瀬戸大橋の高速道路から島内への車両進入許可カードが坂出市から貸与されるので、坂出市内から短時間で往来でき、緊急時への対応においても市内の学校長の兼務で問題はない。

教員を配置し、給与を支給する香川県教育委員会は、生徒が2名の岩黒中学校に生徒が数百人の中学校と同じ、フル規格の校長、教頭、教員を配置するが、必要のない専任校長を配置したのは、自治体は必要な経費しか支出できない旨を定めた地方自治法第232条第1項、最少の経費で最大の効果を挙げるべき責務について定めた同第2条第14項及び必要かつ最小の限度を超えて支出してはならない旨を定めた地方財政法第4条第1項の各規定に違反し違法である。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の香川県教育委員会の違法な給与支出について、厳正に監査したうえ、責任を有する者に対して損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

最高裁昭和61年（行ツ）第133号平成4年12月15日判決において、「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当」と判示している。

香川県教育委員会が、岩黒中学校の校長を専任校長として任命した行為は、前述のとおり任命権者としての裁量の範囲内で行われたものであり、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものとは解し得ないものであることから、本件支出を行う者としては教育委員会が任命した岩黒中学校長に対する給与の支出を行うべき義務があるものというべきである。

また、請求人は、本件支出は必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする

地方財政法第4条第1項の各規定に違反すると主張しているが、こうした法令の規定は、いずれも地方公共団体や地方財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであり、法令に基づく裁量行為については、広く裁量の幅があるものと解され、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記の法令違反が肯定されると考えられるところ、本件岩黒中学校の校長の配置については、香川県教育委員会の任命権者としての裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものとは解し得ないものである。

以上のことから、本件支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められず、「香川県教育委員会の違法な給与支出について、責任を有する者に対して損害の補填を求めらるほか、その他の必要な措置をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

No. 4 浄化槽維持管理強化指導業務委託料の支出等について

1 請求人からの請求の内容（要旨）

香川県広報誌（平成30年3月号）における「浄化槽の適正な維持管理を」の記事に、「県内の浄化槽の法定検査受検率は2015年度で47.6%、全国平均の39.4%を上回っているものの、依然低い状況です」とあり、県は、浄化槽維持管理強化指導業務委託契約書により、公益社団法人香川県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）に対して法定検査受検率改善を平成25年度から委託している。

「法定検査」とは、知事が昭和61年に浄化槽協会の申請により検査機関に指定したもので、業者が行う浄化槽の「保守点検」、「清掃」とは別に、保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかの検査である。

しかし、浄化槽協会は法定検査機関の指定を受け、検査料収入を伴う全県下の法定検査の独占に胡坐をかいた結果の極めて低い法定検査受検率であり、適正な検査業務の履行を長年にわたり怠っている。

しかも、県内に浄化槽は約16万基あり、十分な儲けができるよう検査料を定めており、低い受検率でも数億円の収入があるので、県が法定検査受検率改善のための経費を負担する必要はない。

「法定検査」の適正な実施を怠る浄化槽協会の行為は、河川・海等の水質汚染に繋がる犯罪行為でもあり、県は、叱責し改善を指示する必要があるのに、逆に、税金で受検率改善の経費を負担する違法な本件業務委託契約を平成25年度から結び、累計額は4,960万円余に上り、平成29年度は平成30年4月17日の支出命令書により5,752,000円を支出し、平成30年度も5,532,000円の支出を予定している。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、違法な本件契約に責任を有する者に対して、平成29年度の損害の補填を求め及び平成30年度の支出を止めさせるほか、その他の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

(1) 浄化槽の法定検査の受検率改善に取り組むべき主体について

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認するために、浄化槽法第7条及び第11条において、浄化槽管理者は、指定検査機関の行う

水質検査を受けることが義務付けられている。

この法定検査の本県の受検状況をみると、浄化槽の設置後に行う7条検査は、平成7年度以降、受検率は100%だが、毎年1回行う11条検査の受検率は、年々上昇しているものの低い状態が続いている。

法定検査の受検率の改善については、平成7年6月20日付け各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」により、受検指導の強化について、法定検査の意義、必要性等について浄化槽管理者の正しい理解を得るため、指定検査機関と協力しつつ、広報・啓発活動、都道府県担当部局からの文書指導等、受検指導の一層の強化を図る旨の協力の依頼が出されている。

また、平成17年の浄化槽法の改正により、浄化槽設置後等の法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、当該検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること、さらには生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、検査を受けるべき旨の勧告をすることができるようになり、都道府県知事の法定検査に係る指導権限が強化されている。

以上のことから、浄化槽本来の浄化機能を十分に発揮させるようにするため、法定検査の受検率を改善させることは、未受検者への指導等の権限を有する県知事の責務であることが認められる。

請求人は、浄化槽協会が「全県下の独占に胡座をかいた結果の極めて低い法定検査受検率であり、適正な検査業務を長年にわたり怠っている。」、「法定検査の適正な実施を怠る浄化槽協会の行為は河川・海等の水質汚染に繋がる犯罪行為」との主張を行っている。

しかしながら、前述のとおり、法定検査の受検率を改善させることは、県知事の責務であって、指定検査機関に未受検者への受検指導等の権限が付与されておらず、受検率改善の責務を負わすことはできない。また、浄化槽法上、法定検査の受検義務は浄化槽管理者に課せられており、浄化槽管理者が、指定検査機関に検査を依頼する制度となっているので、指定検査機関は、浄化槽管理者の依頼なく検査を強制する権限は有していないのである。

したがって、指定検査機関である浄化槽協会が検査業務の適正な履行を怠った結果、本県の浄化槽の法定検査の受検率が低いとする請求人の主張は失当である。

(2) 浄化槽維持管理強化指導業務の違法性について

請求人は、浄化槽協会は「県下の浄化槽は約16万基で低い受検率でも数億円の収入があり、十分な儲けができるよう検査料を定めており、県の法定検査受検率改善委託料の負担は必要ないのである。」と主張し、また、県は浄化槽協会を「叱責し改善を指示する必要があるのに、逆に、税金で受検率改善の経費を負担する、違法な本件業務委託契約」と主張している。この請求の趣旨は、受検率の改善のために要する費用は、検査手数料収入により利益を得ながら受検率の低迷を生じさせた浄化槽協会が負担するべきであり、県が受検率改善のための業務を浄化槽協会に委託し、その費用を県が負担することは違法であるとの主張であると解される。

そこで、浄化槽維持管理強化指導業務の業務内容を調査した結果、11条検査の受検率の改善により、生活排水による公共用水域への汚濁負荷の軽減を図るなど、浄化槽の適正な維持管理の促進を目的として、平成25年度から、指定検査機関として法定検査を通じて県内の浄化槽の実態を把握している浄化槽協会に業務委託している。業務の内容は、11条検査の未受検者に対する受検指導文書の送付や、未受検者への電話による受検催促、浄化槽管理者を対象とした講習会の開催等である。

受検指導を強化した結果、11条検査の受検率は、業務開始前の平成24年度が35.7%であ

ったものが、業務開始時の平成25年度は39.1%、そして平成29年度は52.0%と受検率が向上しており、当該業務の実施により11条検査の受検率の改善が図られているという成果が認められる。

このような業務の実態をもとに、請求人の主張について考察すると、当該業務を県の業務として実施することについては、11条検査の受検率の改善に取り組む主体は県であり、指定検査機関は浄化槽管理者から依頼を受けて検査することが、本来の業務であることから、未受検者を指導するための業務については、県が実施主体になり、その費用を負担することは当然のことであると考えられる。

また、浄化槽協会の法定検査に伴う検査手数料収入については、調査の結果、検査手数料の算出は、検査に必要な経費は、検査手数料で賄う実費弁償方式の考え方で計算している。法定検査は浄化槽協会の公益事業であり、検査の実施に伴い利益が発生した場合は、手数料の値下げや水質検査機器の更新、検査設備の整備等により、収支相償を図ることとしている。

そのため、浄化槽協会の収支に関することは、公益社団法人である浄化槽協会内において判断されるべき事項であり、検査の実施で得られた浄化槽協会の利益と県の費用負担を混同して議論されるべきものではない。

したがって、11条検査の受検率が低迷していることの責任が浄化槽協会にあり、受検率改善のための浄化槽維持管理強化指導業務に要する費用は浄化槽協会が負担するべきとする請求人の主張は失当である。

さらに、委託契約の締結に係る事務手続についても、会計規則に定める手続に則って適正に処理されていると認められることから、浄化槽協会と業務委託契約を締結すること及び当該契約に基づき委託料を支出することは、違法又は不当なものとは認められない。

(3) 結論

以上のことから、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められず、「違法な本件契約に責任を有する者に対して、同29年度の損害の補填を求め及び同30年度の支出の防止をさせるほか、その他の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

V 包括外部監査

1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、普通地方公共団体の長（担当窓口：人事・行革課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

2 平成30年度の状況

平成30年度包括外部監査については、後藤英之外部監査人により「県税の賦課・徴収に係る事務の執行について」をテーマに総務部税務課及び県税事務所に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、結果（指摘・意見）を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和元年12月に公表した。内容は次のとおりである。

【指摘事項】

番号	税目等	内容	講じた措置等
1	個人県民税	徴収取扱費の計算において、地方税法第47条第1項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定めることとなっている。 一方で、香川県においては地方税法第47条第1項第5号の算定方法が明確となっていなかったことから、今後は当該徴収取扱費の算定方法を明確化するとともに、算定方法について各市町へ周知を行う必要がある。	「個人県民税徴収金の払い込み等について」（昭和44年9月18日付け44税B第328号総務部長通知）の改正を行い、具体的な算定方法を明確化し、その旨を令和元年7月に市町へ周知した。
2	不動産取得税	税務オンラインシステムに登録されている情報の変更入力に当たっては変更内容をシステムに反映させる前での他者による確認、システム上の承認機能がない。このため、少なくとも、システムに反映後、他者による変更内容の確認が重要となる。入力担当者以外による確認手続（確認対象、再鑑者、確認方法、タイミング、証跡）を明確化する必要がある。	平成30年度中に、登録情報（納税者情報、地目、面積等）の変更を行う場合には、変更当日に課長の決裁を受け、証跡を残すこととした。
3	収納・滞納整理事務	納税者への書類送付時に複数人による確認がなされていない例があったので、ヒューマンエラーによる誤送付を防止するための仕組みを構築する必要がある。	滞納処分関係書類に送付先住所・氏名を印字し、窓空き封筒を活用するとともに、他の書類の紛れ込みを防止するため、発送前に再度、封筒の中を確認するなどダブルチェックを行い、

			<p>誤送付が発生しないよう対応した。</p> <p>また、窓空き封筒を使えない場合等については、住所や氏名が似ているケースがあることを念頭において、封入時のチェックに加え、封かん時の発送担当職員による最終チェックを実施するよう職員に対して改めて注意喚起を行い、県税事務所から送付する文書全てについてダブルチェックを徹底した。</p>
4	税システムと情報セキュリティの確保について	<p>広範な権限が付与されている外部委託業者に対して、外部委託業者独自のログ監視及びログファイルの事後確認精査はなされているが、税務課によるアクセスログの調査等は実施されていない。業務委託契約に即した業務が遂行されていることや不要なデータベースへアクセスしていないこと等について、税務課によるアクセスログの監視が望ましいが、リアルタイムで行うログ監視は困難が伴うと思われるので、ログファイルの事後確認精査を実施すべきである。</p>	<p>令和元年10月から稼働している新税務システムでは、税務課において外部委託事業者のシステム操作に係る各種ログファイルを取得した上で、毎月1回、事後確認精査を実施することとした。</p>

【意見】

番号	税目等	内容	講じた措置等
1	個人県民税	<p>業務の実施漏れを未然に防ぐなど事務処理の確実性を確保するために、個人県民税に関する事務について、事務執行体制を強化することが望ましい。</p>	<p>本年7月から副担当を1名増員することにより事務執行体制を強化し、事務処理の確実性の確保を図った。</p>
2	法人県民税	<p>国税資料と課税標準等の照合が手作業で行われており、システム化等による効率化を検討することが望まれる。</p>	<p>法人の所得金額や法人税額等について、本年10月に稼働した新税務システムにより、国税資料との自動照合を行っている。</p>
3	個人事業税	<p>申告に対する業種調査や課税要否等の検証については十分行われている。しかし、課税の公平性の観点から事業税の課税漏れを防ぐための無申告者に対する調査方法等について検討する必要がある。</p>	<p>本年4月から、過年度に個人事業税の課税実績があるが当該年度の所得税の申告がない者については、積極的に税務署に問い合わせることによって国税との連携を深め、無申告の理由を把握し、事業税の課税漏れを防ぐこととした。</p>

4	個人事業税	<p>個人事業税担当者は4名であり、かつ、全員が他税目と兼務の状況であるが、個人事業税は県単独の税目であるため、市町との事務連携がほとんどなく、県の当税目に対する事務負担は大きい。現状の当税目の事務執行体制の強化について検討することが望ましい。</p>	<p>個人事業税の事務執行体制を強化するため、本年4月から個人事業税担当者を5名とした。</p>
5	法人事業税	<p>外形標準課税の対象法人のみが調査対象とされてきたが、収入金課税法人や医療法人についての調査が未実施であるので、法人調査体制を整備する必要がある。</p>	<p>収入金課税法人については、平成29年度に他県へ事例照会を行い、平成30年度に法人調査に着手し、法人調査マニュアルを作成しており、本年10月から本格的に調査を実施している。</p> <p>医療法人については、令和元年度中に調査マニュアルを作成の上、令和2年4月から調査を行うこととする。</p>
6	不動産取得税	<p>(原始取得) 家屋の新增築に関しては、一定の要件を満たす場合、不動産取得税の軽減・減額措置が設けられているが、共同住宅(アパート)取得者に関しては、軽減・減額措置の適用状況が他の新增築家屋と比較して著しく低い状況にある。この要因としては、取得者に対する軽減・減額措置の申請についてのアナウンスの差が考えられることから、共同住宅(アパート)取得者に対してもアナウンスを強化することが必要である。</p>	<p>家屋評価については、市町と密接に協力して行っており、家屋の取得者との調整は主に市町が行っている。</p> <p>共同住宅については、市町を經由して取得者に評価資料を返還する機会等に、不動産取得申告書と説明資料を渡して不動産取得税の軽減・減額措置について説明するよう本年5月に依頼した。</p>
7	不動産取得税	<p>(原始取得) 原始取得の調定事務は、市町から提供された原始取得データを県の課税台帳データに変換し、当該課税台帳データを元に実施されている。しかしながら、原始取得データと課税台帳データとの整合性を確認する際に時効等により課税対象とできない削除物件についての他者による確認手続が実施されていないため、整合性を確認する手続を複数者で実施し、実施の証跡を残す必要がある。</p>	<p>今年度課税分から、複数者による整合性確認を実施し、証跡を残すこととした。</p> <p>具体的には、時効物件一覧表を作成して内容確認後、市町の総データからこれを控除したものが課税台帳データ数と一致していることを、データ処理担当者と別の担当者がそれぞれ確認し、その証跡を残すこととした。</p>

8	不動産取得税	(承継取得) 承継取得における納税通知書の送付事務においては、納税通知書出力総数情報と実際手許枚数を照合しているとのことであるが、当該照合表においては実際手許枚数の記載に留まっており、納税通知書出力総数の記載がないことや、納税通知書出力総数の根拠資料が保管されていない。照合表への納税通知書出力総数の記載や、納税通知書出力総数の根拠資料の保管が必要である。	照合表に納税通知書出力総数情報、納税通知書受領枚数、合封状況及び発送通数を明確に記載し、整合性確認の根拠資料として印刷して保管することとした。
9	県たばこ税	業者から提出された申告書の申告本数の適正性についての検証手続は、現状、前年同月比較及び前年累計比較に留まっている。香川県内の各市町に提出された申告書との整合性確認によって、検証手続を強化することが必要である。	令和元年度から申告書の申告本数の適正性を向上させるために、毎年6月に市町から県に前年度の申告本数のデータが提出されるので、それにより県の申告本数を検証することとした。
10	県たばこ税	たばこ流通情報管理システムの申告本数と県の調定情報である申告本数を照合しているとのことであるが、関連資料へのチェックマーク等の照合した証跡がなく、当該照合作業の実施を客観的に確認できないため、照合証跡を残す必要がある。	たばこ流通情報管理システムで配信される、「全国都道府県・事業者別申告・報告本数突合一覧表」を出力し、調定明細と突合の上、照合証跡を残すこととした。
11	ゴルフ場利用税	改善指導がなされた際のフォローアップ体制について、再調査ないし翌年度調査対象として再選定する等、ルールを見直されることが望まれる。	3年に一度行っている調査の中で、軽減税率の適用誤りなど制度の誤認で更正が生じるなど改善指導を行った場合は、翌年度にも再調査するよう、本年11月にゴルフ場利用税に係る調査マニュアルを改訂した。
12	自動車取得税	付加物については、ディーラー側で記載された金額を正として県側では金額の確認を基本的に行っていない。付加物については車体同様課税標準を構成することから、付加物課税標準基準額を設けている付加物については金額の妥当性を確認するための仕組みを整備することが望ましい。	申告受付時に付加物を含む課税標準額に基づき、その金額の妥当性を確認するとしてマニュアルを年内に定めて実施することとした。
13	軽油引取税	大口免税調査対象先の中から、現在除外している漁船、漁船以外の船	令和元年度以降、大口定期免税調査等の対象に、漁船、漁船以外の船

		舶、鉄道、官公庁も含めて調査することが必要である。	舶、鉄道、官公庁を加え、調査対象を拡大することで、免税軽油の不正使用の防止を図ることとした。
14	収納・滞納整理事務	徴収マニュアルについて、他に追加作成されたマニュアルとの連携を図り、実務に合わなくなった箇所を修正する等の見直しが望まれる。	徴収マニュアルの修正を行うため、本年5月に税務課及び県税事務所若手職員からなる作業部会を設置し、修正作業に着手している。
15	収納・滞納整理事務	税務部門として、一層の効率的で効果的な業務の遂行のためには、組織としてノウハウの蓄積と、各職員の高度で専門的な知識と経験が必要となる。そのため、各職員において、税務に関する知識と経験が効率的に蓄積・継承され、効果的な業務遂行がなされるよう、組織として長期的視野に立った計画的な人材育成が望まれる。	これまで実施してきた所内研修や外部研修（東京税務セミナーや自治大学校等）への派遣に加え、税務事務に関する課題（効率的な徴収のあり方や自動車税の課税保留制度等）に対して、本年5月に若手職員を中心とした検討会を設置し、他県の先進事例を調査したり、事務処理の改善について研究したりすることにより、人材育成を図ることとした。
16	税システムと情報セキュリティの確保について	香川県情報セキュリティポリシーで求められている情報セキュリティ実施手順について、税務システムにおいて体系的にまとめられたものが策定されていないため、当該手順を策定すべきである。	新税務システム稼働に合わせ、情報セキュリティ対策の具体的な手順をまとめた情報セキュリティ実施手順を策定し、その手順に沿って各種対策を実行することとした。
17	税システムと情報セキュリティの確保について	現状、税務職員のうち徴税吏員（県税の賦課徴収に関して知事から委任を受けている職員）全員が税系基幹システムの全税目の一部の情報を閲覧できるようになっているが、担当者によっては閲覧が不要な税目も存在する。現行の税系基幹システム上の限界はあるが、できる限り、業務の内容の範囲内のアクセス権の設定とすべきである。	新税務システムでは、アクセス権の設定は、税目別に設けられた機能（照会、更新、印刷等の機能一覧画面上の「ボタン」）単位で設定可能であり、各担当者が業務に必要な範囲のみ利用できるようアクセス権を設定することとした。
18	税システムと情報セキュリティの確保について	外部委託業者による業務が県庁外の場所で実施される場合の定期的な立入検査が一部実施されていない。外部委託業者の業務遂行や業務環境が委託業務契約に即して実施されているか否かを確認するためにも、定期的な立入検査が必要である。	立入検査が一部実施できていなかったのは、納税者が特定できる入力票を参照しデータを作成（いわゆるパンチデータ作成）する事業者であり、本年8月に当該事業者に対し立入検査を実施した。

19	税システムと情報セキュリティの確保について	<p>税務システムグループにおいて、毎年1回、担当者によりアクセス権限の棚卸が実施されており、棚卸結果については、上席者が随時確認している。しかしながら、正式な報告等は、その結果に基づいたアクセス権限の登録・変更・削除としての決裁のみであり、棚卸結果そのものについては報告する仕組みとなっていない。</p> <p>アクセス権限の棚卸結果は、アクセス権限の登録・変更・削除以外の設定状況についても適切であることを確認した重要な資料であり、棚卸結果についても定期的に上席者へ報告する等の仕組化が必要である。</p>	<p>今年度から、職員異動等によるアクセス権の変更に合わせて、全職員のアクセス権限付与状況の棚卸結果について、職員録や配席図等と比較し問題ないことを確認したうえで、グループリーダーへ報告している。</p>
----	-----------------------	---	--